

1. 年表追補 (1993年)

年号	日本銀行	金融一般
平成5年 (1993年)	<p>2. 4 公定歩合引下げ (商業手形割引歩合0.75%引下げ、2.5%)</p> <p>3. 1 臨時金利調整法に基づく預貯金金利の最高限度を引下げ (期間の定めがある預金 4.07% → 3.64%、ガイドライン変更、1年定期預金 3.82% → 3.39%)</p> <p>3. 22 当座預金関係事務の取扱時間を延長 (午後3時→午後5時<一部支店は4時30分または4時>、全国銀行協会連合会が内国為替の同日決済化を実施したことに伴う措置)</p>	<p>1. 11 第一勧業銀行と城南信用金庫がATMの相互入金サービスを開始 (入金の異種提携は初)</p> <p>1. 27 民間金融機関、(株)共同債権買取機構を設立 (162社が出資、不良債権の処理方針の早期確定、計画的処理等が目的)</p> <p>2. 8 大蔵省、「金融機関の融資対応についての所見」を発表 (円建永久劣後債等の発行認可)</p> <p>2. 8 大蔵省、GLOBEX (シカゴマーカンタイル取引所・ロイター社・シカゴ商品取引所共同開発のコンピュータ利用先物取引システム) 端末を利用した海外金融先物市場における取引を認可</p> <p>2. 9 大蔵省、7証券会社に対し株式累積投資業務を認可 (各証券会社では株式累積投資商品の募集を2月10日から開始)</p> <p>2. 19 大蔵省、「貯蓄預貯金の商品設計の自由化について」(大蔵・郵政両省合意)を発表 (最低預入残高制限の緩和、スイングサービスの取扱開始)</p> <p>3. 1 証券各社、長期保有型株式投資信託 (ロングライフ・ファンド<LLF>) の募集を開始</p> <p>3. 1 短資各社、無担保コールおよび手形売買の先日付取引を拡充 (先日付取引期間に1・2・3週間物を新設)</p> <p>3. 3 大蔵省、「金融制度改革法」関連の政省令を公布 (4月1日施行、最低資本の増額、銀行等の付随業務に信託業務の代理を追加等)</p> <p>3. 8 公正取引委員会、全国銀行公正取引協議会の「銀行業における表示に関する公正競争規約」を認定 (3月31日付で「広告に関する留意事項」が廃止されることに伴う措置)</p> <p>3. 22 全銀システムの決済方式、翌営業日決済から同日決済へ移行</p> <p>3. 22 短資各社、インターバンク市場取引の取扱時間を延長 (コール、手形売買取引の取扱時間を「為決時点」まで延長等)</p> <p>3. 22 富士銀行、安田信託銀行との提携により貸出債権の小口化販売業務を開始 (信託方式による債権流動化の第1号)</p> <p>3. 24 大蔵省、「金融機関による第65条第2項第2</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行蔵
<p>1. 8 通商産業省、平成5年度の日本製乗用車の対米輸出自主規制枠を前年度並み（165万台）で継続すると発表</p> <p>1.12 政府、「平成5年度税制改正要綱」を閣議決定（企業関係租税特別措置の整理合理化、居住者用財産の買替え特例の条件付き復活等）</p> <p>3.25 国土庁、平成5年1月1日現在の地価公示価格は全国平均で前年比マイナス8.4%と発表（前年のマイナス4.6%に続き2年連続の下落）</p>	<p>1. 1 EC、統合市場発足</p> <p>1. 1 ASEAN、「ASEAN自由貿易圏（AFTA）」実現の具体策として、共通効果特惠関税（CEPT）を導入（2008年までの15年間で域内関税を5%以下に引下げ）</p> <p>1.12 香港政庁、中国銀行（中国の外為専門銀行）に対し、1994年5月から香港ドルの発券業務を行うことを認可</p> <p>1.20 クリントン、米国大統領に就任</p> <p>1.22 米連邦準備制度理事会、外銀の進出等に関し新基準決定（91年に成立した外銀監督強化法＜FBSEA＞に関する最終規則を決定し即日実施）</p> <p>2. 1 EC通貨評議会、EMS通貨再調整を実施（アイルランド・ポンドを10%切下げ）</p> <p>2. 5 ドイツ、公定歩合引下げ、8.25→8%</p> <p>2.10 韓国、外国人による不動産取得を原則解禁する方針を表明（海外からの直接投資の挺入れを企図）</p> <p>2.13 中国、人民元の海外への持出し、海外からの持込みの原則禁止措置撤廃を公表（1回の出入国に際し、中国人・外国人の別を問わず1人当たり6千円まで持出し・持込み可能化、3月1日以降実施）</p> <p>2.17 クリントン米国大統領、新経済政策を発表（増税・歳出カットによる財政赤字削減方針を提示）</p> <p>2.25 金泳三、韓国大統領に就任</p> <p>3.10 米国金融機関監督4当局（OCC、FDIC、FRB、OTS）、クレジット・クランチ対策を発表（金融機関に対する規制負担軽減を通じ、中小企業向け貸出を促進、雇用拡大に資するための措置）</p> <p>3.13 ドイツ、連邦再建プログラムにつき、連邦・州政府・与野党が合意（歳出削減、歳入増加措置等）</p> <p>3.15 中国、全国人民代表大会で、2000年までの経済成長率を8~9%に引き上げると表明</p> <p>3.17 欧州経済領域（EEA）加盟諸国、スイスを除きEEA協定を発効させるための追加議定書に調印（以後、各国での手続きを経て、94年1月1日にスイス、リヒテンシュタインを除く17か国で同協定が発効、共同市場が発足）</p> <p>3.19 ドイツ、公定歩合引下げ、8→7.5%</p>	<p>宮 沢 喜 一</p>	<p>林 義 郎</p>	<p>（第二十六代） 三 重 野 康</p>

年 号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成5年 (1993年)		<p>号から第4号までに掲げる取引に関する証券業務に係る認可事務等について」の通達を发出（新たに金融機関が行うこととなった短期有価証券、資産金融型有価証券にかかる証券業務全般についての認可申請手続きを規定）</p> <p>3. 26 大蔵省、「証券会社の免許及び認可基準・手続き等について」の通達を发出（金融制度改革法施行による銀行の証券子会社設立等に対応し、証券会社の免許基準等を明示）</p> <p>3. 26 大蔵省、社債発行基準弾力化（4月1日起債銘柄から実施、無担保社債<普通社債および新株引受権付社債>の適債基準緩和等）</p> <p>3. 29 全国銀行協会連合会、「ディスクロージャー制度における統一開示基準の見直しについて」を決定（「破綻先債権額」、「延滞債権額」等を新規開示項目化）</p> <p>3. 30 証券取引審議会、「大口取引に係る株式委託手数料の自由化について」と題する報告書を答申（自由化の対象とする大口取引の水準<10億円超>、実施時期<1年後を目途>等）</p> <p>3. 31 大蔵省、「金融機関の海外現地法人の証券引受業務について」の事務連絡を发出（金融機関の海外現地法人の証券引受業務に関する当面の取扱いおよび留意事項）</p> <p>3. 31 全国銀行協会連合会、「広告に関する留意事項」を廃止</p> <p>4. 1 金融制度及び証券取引制度改革のための関係法律の整備等に関する法律施行（いわゆる金融制度改革法、平成4年6月26日公布）</p> <p>4. 1 羽後・秋田あけぼの両行合併し、北都銀行発足</p> <p>4. 1 公正取引委員会、「金融制度改革法の施行に伴う公正取引委員会の対応について」を発表（銀行・証券等の相互参入に伴う不正な取引方法等を取りまとめ）</p> <p>4. 6 信託銀行、貸付信託等の予想配当率の決定方式を長期金利連動型から、短期金利等も踏まえた決定方式に変更</p> <p>4. 9 大蔵省、証券投資信託の委託会社の行為準則に関する省令および証券投資信託法施行規則の一部を改正公布（5月6日施行、免許運用基準を緩和）</p> <p>4. 13 全国銀行協会連合会、「1万円札の偽造券の発生について」を通達（両替機の管理等に注意を喚起）</p> <p>4. 14 内国為替運営機構（東京銀行協会）、全銀システムにおける仕向超過額管理制度の改定を決定（仕向超過額管理のための限度額および警告額の設定方式等、平成6年1月17日から</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行 行長
<p>4. 6 資産価格変動のメカニズムとその経済効果に関する研究会（大蔵省財政金融研究所主催）、1980年代後半における資産価格の上昇とその後の下落要因、影響等についての報告書を公表</p> <p>4. 13 政府、新総合経済対策を決定（過去最大の総額13兆2000億円）</p> <p>4. 15 先進7か国外相・蔵相会議、ロシア副首相、外相を交えた「G7プラス1会議」（東京）で総額434億ドルの対ロシア経済改革支援を決定</p>	<p>4. 1 香港、香港金融庁を正式発足（政府内の中央銀行的機能を集約、機能強化を目的）</p> <p>4. 23 ドイツ、公定歩合引下げ、7.5→7.25%</p> <p>4. 29 G7（ワシントン）、為替相場安定とインフレなき成長促進のための政策協調をうたった共同声明を採択</p> <p>4. 30 BIS、マーケット・リスク等に係る自己資本規制に関する提案を公表（ネットィング、マーケット・リスクの取扱い等）</p>	<p>宮 沢 喜 一</p>	<p>林 義 郎</p>	<p>（第二十六代） 三 重 野 康</p>

年 号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成5年 (1993年)	<p>6. 8 臨時金利調整法に基づく預貯金金利の最高限度の定めおよび預金細目金利にかかるガイドラインの変更を決定(定期性預金金利の完全自由化、定期積金以外の期間の定めがある預金に関する規定の削除等、6月21日実施)</p>	<p>実施)</p> <p>4. 15~16 日本損害保険協会・生命保険協会、不良債権のディスクロージャーを決定(破綻先債権額、延滞債権額を平成5年3月期から開示)</p> <p>5. 12 協同組織金融機関の優先出資に関する法律公布(普通出資を補完するため優先出資の制度を設置)</p> <p>5. 13 東京証券取引所証券政策委員会、「証券市場の機能強化について——今次株式ブームとスランプからの教訓」と題する報告書を公表</p> <p>5. 20 大蔵省、平成5・6年度の金融機関店舗設置に関し通達を发出(地域金融機関店舗の設置数規制を原則撤廃等)</p> <p>5. 21 証券取引等監視委員会、コンピュータ会社株の株価操作事件で不動産会社等を刑事告発</p> <p>6. 1 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行(平成4年6月5日公布、リース・クレジット債権の流動化を規制)</p> <p>6. 1 MDMFの最低預入金額引下げ(100万円→50万円)</p> <p>6. 4 通商産業省・中小企業庁、返済資金緊急特別貸付制度を創設(中小企業の債務返済負担の軽減措置)</p> <p>6. 4 皇太子殿下御成婚記念五千円銀貨・五百円白銅貨発行</p> <p>6. 4 公社債引受協会、「普通社債流通市場の改善に向けて」と題する報告書を公表</p> <p>6. 11 外国為替等審議会、「国際金融・資本市場の変化と国際金融上の諸問題——国際金融取引の新たな展開とそのリスクへの対応」と題する報告書を公表</p> <p>6. 14 大蔵省、「預金の商品性及びその取扱いについて」の一部改正を通達(中長期預金および変動金利預金の導入を10月18日から認可)</p> <p>6. 21 定期性預金金利の完全自由化実施</p> <p>6. 30 大蔵省、「コマーシャル・ペーパー等の取扱いについて」の通達を一部改正(ノンバンクのCP発行を解禁)</p> <p>7. 12 大蔵省、「非居住者ユーロ円債及び居住者外債の発行ルールの自由化・弾力化について」を発表、即日実施(非居住者ユーロ円債の適債基準撤廃等)</p> <p>7. 12 大蔵省、「投資顧問業者の業務運営について」の通達を一部改正(厚生年金基金および同連合会の資産運用にかかる最小契約資産額に関する規制を削除)</p> <p>7. 26 金融機関の証券子会社3社、営業開始(興</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行長
<p>6. 2 産業構造審議会、「自己株式の取得・保有規制の緩和について」と題する意見書を取りまとめ（規制緩和の第1段階として、自己株式取得の財源は配当可能利益の範囲内とすること等を提言）</p> <p>6. 14 商法等の一部を改正する法律公布（10月1日施行、株主代表訴訟手数料の引下げ、社債発行限度規制の廃止、監査役の任期延長および社外監査役制度の新設等）</p> <p>7. 7 日・米・欧・加の4極関係会議（東京）、ガット・ウルグアイ・ラウンドの市場アクセス分野で医薬品などの関税撤廃と関税率15%以上の品目の関税率削減等で合意</p> <p>7. 8~9 東京サミット、「より安全で人間的な世界を求めて」と題する政治宣言および「雇用と成長へのより強固な決意」と題する経済宣言を採択</p> <p>7. 9 G7プラス1会議（東京）、民営化・再編支</p>	<p>5. 14 EC通貨評議会、EMS通貨再調整を実施（スペイン・ペセタを8%、ポルトガル・エスクードを6.5%それぞれ切下げ）</p> <p>5. 18 デンマーク、欧州連合条約（マーストリヒト条約）批准を巡る第2回国民投票の結果、同条約の批准を可決</p> <p>7. 2 ドイツ、公定歩合引下げ、7.25→6.75%</p> <p>7. 24 ロシア中央銀行、同国内における92年以前に発行された旧ルーブル紙幣の流通停止を発表（26日実施、なお個人については新旧紙幣の交換期間を8月末まで延長）</p>	<p>宮 沢 喜 一</p>	<p>林 義 郎</p>	<p>（第二十六代） 三 重 野 康</p>

年 号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成5年 (1993年)	<p>9.21 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合0.75%引下げ、1.75%)</p> <p>10.18 臨時金利調整法に基づく金融機関の預貯金金利の最高限度を引下げ(ガイドライン変更、定期積金2.28%→2.04%)</p> <p>10.28 金融研究所、第6回国際コンファランスを開催(テーマ「変貌する環境下での金融システムの安定性」)</p>	<p>銀証券<株>・長銀証券<株>・農中証券<株></p> <p>7.29 金融の自由化・国際化研究会(経済企画庁主催)、「金融自由化と金融システムの安定性について」と題する報告書を公表</p> <p>8.17 東京外国為替市場の円相場、一時1ドル=100円40銭と戦後最高値を記録</p> <p>8.26 国鉄清算事業団、10月上場予定の東日本旅客鉄道(JR東日本)株の落札結果を発表(加重平均価格は37万9806円)</p> <p>9.6 大和銀行、コスモ証券の第三者割当増資による発行新株につき払込を実行、同証券を子会社化</p> <p>9.9 皇太子殿下御成婚記念五万円金貨発行</p> <p>9.10 銀行等の年末休日に係る関係政令改正公布施行(平成5年から12月31日が銀行等の休日となる)</p> <p>10.1 金融制度改革に伴い各業態、信託業務へ参入(信託銀行子会社<東京・野村・日興・山一・大和インターナショナル各信託銀行(株)>、地域金融機関の信託業務兼営<常陽・八十二・静岡各銀行>、それぞれ営業開始)</p> <p>10.1 (株)共同債権買取機構、平成5年度上期の不動産担保付債権の買取実績等を発表(買取対象債権510件、元本1兆1841億円、買取価額6029億円)</p> <p>10.1 釜石信用金庫、岩手県下6金融機関に全事業を譲渡の上、解散(本件事業譲渡に関し、預金保険機構は岩手銀行に対し資金援助<260億円の贈与>を実行)</p> <p>10.8 日本経済新聞社、新たな株価指数として、「日経株価指数300(日経300)」を導入(東証一部上場代表300銘柄を時価総額で加重平均して指数化)</p> <p>10.8 中小企業庁・大蔵省、中小企業金融公庫等に対し「当面の貸出運用について」の通達を发出(中小企業向け貸出の一層の円滑化を企図)</p> <p>10.13 銀行の系列投資顧問会社、証券投資信託</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行蔵
<p>援計画の創設など対ロシア経済改革支援を再確認</p> <p>7.12 北海道南西沖地震発生（北海道と東北地方北部を中心に大規模地震、奥尻島では死者153名等の大被害）</p> <p>7.18 第40回衆議院議員総選挙（自民党過半数割れ、新生党・日本新党等進出）</p>				
<p>8.9 細川護熙内閣成立</p>	<p>8.2 英国、欧州連合条約（マーストリヒト条約）を批准</p> <p>8.2 EC、ERMの変動許容幅拡大を決定（変動幅を上下2.25%から、ドイツ・マルクとオランダ・ギルダーの間の変動幅を除き上下15%に拡大<同日実施>）</p> <p>8.4 米連邦準備制度理事会、銀行保有の有価証券に時価評価導入を決定（新会計基準を1994年度から導入）</p> <p>8.12 韓国、「金融実名制」を実施（架空名義や他人名義を用いての金融取引を一切禁止）</p>	8.9	8.9	(第二十六代)
<p>9.16 政府、緊急経済対策を決定（公的規制の緩和、円高差益の還元、公共投資の追加等）</p>	<p>9.10 ドイツ、公定歩合引下げ、6.75 → 6.25 %</p> <p>9.13 イスラエルとパレスチナ解放機構(PLO)、ワシントンでパレスチナ暫定自治共同宣言に調印</p>	細川護熙	藤井裕久	三重野
<p>10.7 経済企画庁、「国民所得統計速報(QE)公表形式のGDP中心への変更について」を公表(93年7~9月期QEから、GDP中心の発表形式に変更)</p> <p>10.13 細川首相とエリツィン・ロシア大統領会談、「日ロ東京宣言」と「経済宣言」に調印</p> <p>10.27 臨時行政改革推進審議会、最終答申を首相に提出(規制緩和・地方分権の推進、公的金融の民業圧迫・郵貯肥大化懸念の指摘等)</p> <p>10.29 農林水産省、10月15日現在の平成5年産水稲作況指数は75の「著しい不良」と発表</p>	<p>10.1 シンガポール国際金融取引所(SIMEX)、日本国債先物取引を開始(日本国債標準物<償還期限10年、利率6%>)</p> <p>10.13 ドイツ、欧州連合条約(マーストリヒト条約)を批准(EC12か国すべてが同条約の批准を完了)</p> <p>10.22 ドイツ、公定歩合引下げ、6.25 → 5.75 %</p> <p>10.29 EC臨時首脳会議、1994年1月に発足する欧州通貨機構をドイツのフランクフルトに置くことを決定</p>	細川護熙	藤井裕久	三重野 康

年 号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成5年 (1993年)	<p>12. 1 新様式の一万円券・五千円券・千円券を発行 (偽造防止対策として、特殊発光インキを使用、マイクロ文字を施す)</p> <p>12. 17 日本銀行券発行限度を41兆円に改定(従来39兆4000億円)</p>	<p>委託会社を設立(さくら、富士、三和、エス・ビー・アイ・エム、農中各投信株式会社が営業開始)</p> <p>10. 18 民間金融機関、変動金利預金および中長期預金の取扱いを開始(期間3年までの変動金利預金、期間4年までの固定金利預金<中長期預金>)</p> <p>10. 19 東京証券取引所・大阪証券取引所、大口取引(約定代金10億円超)にかかる株式委託手数料の自由化を決定(平成6年4月1日以降の別途定める日に実施)</p> <p>10. 25 全国キャッシュサービス(MICS)参加金融機関8業態、他行CD・ATMにおける1日あたりの支払限度額を決定(1口座1日あたりの支払限度額は最高200万円、平成6年4月25日から実施)</p> <p>11. 1 信用組合大阪弘容、大阪府民信用組合を合併(本件合併に関し、預金保険機構は信用組合大阪弘容に対し資金援助<199億円の贈与>を実行)</p> <p>11. 1 三菱信託銀行と住友信託銀行の証券子会社、営業開始(三菱信証券<株>・住信証券<株>)</p> <p>11. 8 証券会社各社、中国ファンド・MMFのキャッシング(即日換金)を開始(1日の利用限度額は、それぞれ100万円まで)</p> <p>12. 8 東京金融先物取引所、「日本円短期金利先物」、「日本円短期金利先物オプション」の上場限月数を拡大(それぞれ8→12限月、3→5限月、94年3月7日より実施)</p> <p>12. 21 大蔵省、証券市場および証券取引にかかる「手続きの簡素化、規制の緩和等について」を公表(証券市場の効率化・合理化による市場活性化を企図)</p> <p>12. 22 金融問題研究会、「定期性預金の金利自由化の実施状況及び流動性預金の金利自由化について」と題する報告書を公表(流動性預金金利の自由化にあたり、決済システムの安定性確保に対する配慮の必要性等を指摘)</p> <p>12. 31 金融機関、年末休日を実施</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総 本銀行 行裁
<p>11. 4 農林水産省、異常気象による本年の農作物被害総額は1兆2322億円で史上最悪と報告</p> <p>11.12 行政手続法公布（処分、行政指導および届出に関する手続きについて、共通する事項を定める）</p> <p>11.19 政府税制調査会、「今後の税制のあり方について」と題する中期答申を首相に提出（個人所得課税の負担軽減等を提言）</p> <p>12.14 政府、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉で示された日本のコメ市場開放案の受け入れを最終決定</p> <p>12.16 経済改革研究会（首相の私的諮問機関）、規制緩和に関する最終報告（平岩レポート）を答申（経済的規制の原則撤廃、自己責任原則を重視した競争原理の徹底等）</p>	<p>11. 1 欧州連合条約（マーストリヒト条約）発効</p> <p>11.20 アジア太平洋経済協力会議（APEC）、初の非公式首脳会談で「経済展望に関する声明」（貿易と投資の自由化や新たなコミュニティ形成を目指す）を採択</p> <p>11.26 イタリア、中央銀行による対政府与信の禁止等に関する法律が成立（イタリア中銀の独立性に関する一連の制度変更は完了）</p> <p>12.15 ガット加盟117ヵ国・地域およびEC、ガット事務局長の提示したウルグアイ・ラウンド最終合意案を採択</p> <p>12.16 フランス国民議会、フランス銀行法改正についての審議を終了（新フランス銀行法は94年1月5日に発効）</p> <p>12.30 イスラエルとパチカン、エルサレムで相互承認文書に調印</p>	<p>細川護国寺</p>	<p>藤井裕久</p>	<p>（第二十六代） 三重野康</p>

1. 年表追補 (1994年)

年号	日本銀行	金融一般
平成6年 (1994年)	<p>1.17 全銀システム参加金融機関間の為替貸借に関し、仕向総額と被仕向総額を差額決済するとともに、参加金融機関差入れ担保の基準額を警告額により定める扱いに改正</p> <p>1.25 期間1か月未満を対象とする入札式手形買オペ開始</p> <p>1.27 実施期間1か月未満の割引短期国債 (TB) ・債券現先オペ開始</p>	<p>1.4 地銀6行 (群馬、阿波、百十四、伊予、福岡、西日本)、信託業務兼営を開始 (以後、複数地銀が追随)</p> <p>1.17 内国為替運営機構 (東銀協)、全銀システムにおける仕向超過額管理制度改定を実施 (仕向超過額管理のための最高限度額および警告額 < 限度額の一定割合 > 設定方式等を自己申告制に改定)</p> <p>1.25 大蔵省、銀行等の自己資本比率にかかる国際統一基準を一部改正、告示 (わが国の地方公共団体向け債権のリスク・ウェイトを10→0%に)</p> <p>1.26 東京外国為替市場慣行委員会 (日本銀行、都銀等)、スポット、フォワード取引にかかる国際取り決め (IFEMA) 日本語版を発表</p> <p>2.8 大蔵省、「金融機関の不良資産問題についての行政上の指針」を発表 (不良債権償却・引当制度の活用、金利減免債権の流動化、信用秩序の維持等)</p> <p>2.9 大蔵省、「国際金融取引に係る規制緩和について」を発表 (居住者外貨建海外預金の許可不要限度額引上げ、対内・対外証券投資の届出不要限度額引上げ等、外為法上の規制緩和措置取りまとめ)</p> <p>2.14 東京証券取引所、株価指数先物取引等にかかる規制改正を実施 (相場急変時における株価指数先物取引等の一時中断措置の導入等)</p> <p>2.14 大阪証券取引所、日経株価指数 300 (日経 300) を対象とした先物、オプションを上場</p> <p>2.16 法制審議会、「商法及び有限会社法の一部を改正する法律案要綱」を答申 (自己株式取得等の規制緩和)</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行長
<p>2. 8 政府、総合経済対策を決定（事業規模総額15兆2500億円、景気浮揚のための内需拡大、課題を抱える分野における重点的施策の展開、経済活力の喚起のための発展環境整備）</p> <p>2.18 政府、「平成6年度税制改正の要綱」を閣議決定（定率所得税減税＜1年間限定＞・相続税負担軽減等）</p>	<p>1. 1 欧州通貨機構（EMI）創設（初代総裁ラムファルシー＜前BIS総支配人＞、11日に第1回理事会を開催）</p> <p>1. 1 欧州経済領域（EEA）加盟諸国（EC12か国とスイス、リヒテンシュタインを除くEFTA5か国）、EEA協定を発効（共同市場発足）</p> <p>1. 1 イタリア、中央銀行による対政府与信の禁止等に関する法律を施行（イタリア中銀の独立性に関する一連の制度変更は完了）</p> <p>1. 1 北米自由貿易協定（NAFTA、米・加・メキシコ3か国で締結）発効</p> <p>1. 1 中国、外貨管理制度改革を実施（単一為替レートによる管理変動相場制の実施、外貨留保・上納制度の廃止等）</p> <p>1. 5 新フランス銀行法発効（政府からの独立性強化、同行内に金融政策理事会設置等）</p> <p>1.10 北大西洋条約機構（NATO）首脳会議、「平和のための協調」協定を提案（東欧・CIS諸国の将来的なNATO加盟に道）</p> <p>1.14 米・ロ両首脳とウクライナ大統領、ウクライナ核廃棄についての合意文書および戦略核ミサイルの照準を米・ロ相互に外すこと等を骨子とした「モスクワ宣言」に調印</p> <p>1.21 米中合同経済委員会（北京）開催（天安門事件以来初、貿易・投資の相互促進等をうたった共同声明を発表）</p> <p>2. 3 米国大統領、対ベトナム経済制裁の全面解除を発表（30年ぶり、相互に連絡事務所を開設）</p> <p>2.18 ドイツ、公定歩合引下げ、5.75→5.25%</p> <p>2.26 G7、世界経済の成長促進で基本合意（わが国には黒字削減、内需拡大、市場開放を要求）</p>	細川護国	藤井裕久	<p>（第二十六代）</p> <p>三重野康</p>

年 号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成6年 (1994年)	<p>4.11 国債資金同時受渡システム（国債DVPシステム）の稼働を開始</p> <p>4.25 買入手形入札オペ（1か月以上）におけるレート刻み幅を、1/32%から1/100%に変更</p>	<p>2.16 短資会社、無担コール・手形売買取引（期間1か月以上）において、1/32%刻みに加え、1/100%刻みを導入</p> <p>2.21 証券取引審議会、「自己株式取得等の規制緩和に伴う証券取引制度の整備について」を答申</p> <p>3.2 大蔵省、「都銀等の証券子会社参入について」を発表（先行長信銀・信託銀および系統中央機関に続き、7月以降の都銀の参入が可能化）</p> <p>3.16 日本公認会計士協会、新株引受権付社債の発行体における会計処理方法の一括法から区分法への変更を発表（4月1日以降発行分から適用）</p> <p>3.25 金融制度調査会・ディスクロージャー作業部会、「ディスクロージャー誌の充実について」と題する中間報告を公表（リスク管理情報、子会社情報の開示充実等を勧奨）</p> <p>4.1 日本債券信用銀行、全国信用金庫連合会の信託銀行子会社、営業開始（日債銀信託銀行<株>、しんきん信託銀行<株>）</p> <p>4.1 各証券取引所、10億円超の大口取引にかかる株式委託手数料の自由化を実施</p> <p>4.1 大蔵省、「コマーシャル・ペーパー等の取扱いについて」の通達を一部改正（生・損保のCP発行を保険関係支払の資金繰り目的に限って認可）</p> <p>4.1 全国銀行協会連合会、銀行為替業務の進展等を受け、振込規定ひな型を制定</p> <p>4.8 大蔵・郵政両省、流動性預金および通常郵便貯金の金利自由化に関する合意内容につき、それぞれ発表（大蔵省「流動性預金金利自由化に関する大蔵省・郵政省合意内容」・「通常郵便貯金の金利自由化対応について」、郵政省「通常郵便貯金の金利自由化について」）</p> <p>4.22 （財）地方債協会、「各国地方公共団体の資本調達の実況と共同発行制度」と題する報告書を公表（流通市場整備と地方債発行単位大型化を提唱）</p> <p>4.25 全国キャッシュサービス（MICS）参加金融機関8業態、他行CD・ATMにおける1日あたりの支払限度額を設定（1口座1日あたりの支払限度額は最高200万円）</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行蔵
<p>3. 1 年金審議会、国民年金制度および厚生年金制度の改正に係る政府案を了承（厚生年金満額支給開始年齢の65歳への段階的引上げ等）</p> <p>3. 4 政府、実質経済成長率（GDPベース）2.4%等を盛り込んだ「平成6年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を決定</p> <p>3.28 高齢社会福祉ビジョン懇談会（厚相の私的懇談会）、「21世紀福祉ビジョン—少子・高齢社会に向けて」をとりまとめ（適正給付・適正負担原則に立つ社会保障財源の創出等を提唱）</p> <p>3.29 政府、「対外経済改革要綱」を閣議決定（内需主導型の経済運営、市場機能の強化と対日アクセスの改善等）</p> <p>3.29 通商産業省、日本製乗用車対米輸出自主規制の平成5年度限りの撤廃を発表</p> <p>4. 8 政府、「公共料金の取扱いに関する基本方針」を申し合わせ（公共料金に係る事業の合理化、生産性向上による料金の適正化、規制緩和の推進等）</p> <p>4.25 細川内閣総辞職</p> <p>4.28 羽田孜内閣成立</p>	<p>3. 1 フィンランド、スウェーデン、オーストリア、欧州連合（EU）との加盟交渉が妥結（ノルウェーは16日妥結、95年1月1日を4か国の加盟目標期日に）</p> <p>3. 3 クリントン米国大統領、スーパー301条（不正貿易国・行為の特定、制裁）復活のための大統領命令に署名</p> <p>3.31 対共産圏輸出統制委員会（ココム）解散</p> <p>4. 4 中国人民銀行、外国為替取引にかかるインターバンク市場を創設、取引開始（上海の外為取引センターと主要8都市の外貨調整センターをオンライン化）</p> <p>4.13 英国大蔵省が蔵相とイングランド銀行総裁との月例協議議事録の公開を開始（透明度を高め、金融政策遂行の容易化を企図）</p> <p>4.15 ドイツ、公定歩合引下げ、5.25→5%</p> <p>4.15 ガット閣僚会議、ウルグアイ・ラウンド最終文書（世界貿易機関＜WTO＞設立協定等を添付）に署名、同時に「マラケシュ宣言」（同ラウンド交渉の正式な終結等）を採択</p> <p>4.24 G7、米国財政赤字削減・欧州金利低下・日本の内需拡大、貿易黒字削減による世界経済成長の持続で合意</p>	<p>細川護国</p> <p>4.28 羽田孜</p>	<p>藤井裕久</p> <p>藤井裕久</p>	<p>（第二十六代）</p> <p>三重野</p> <p>康</p>

年 号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成6年 (1994年)	5.18 売出手形オペ再開を発表(86年5月以来。入札方式を採用、26日第1回目をオファー)	<p>4.26 大蔵省、「金融機関の貸付債権の流動化等自己資本比率向上等について」の通達を一部改正(地方公共団体等向け貸付債権の信託方式による流動化を導入)</p> <p>5.16 短資会社、インターバンク・コール市場の翌日-翌々日物取引(トムネ取引)の仲介を開始</p> <p>5.24 産業構造審議会・産業金融小委員会、企業の資金調達円滑化に関する中間報告を発表(社債・株式の発行登録基準緩和、社債流通市場の育成・整備等)</p> <p>6.6 決済制度等専門委員会(日本証券業協会、公社債引受協会の共同設置機関)、「債券決済制度の改善について」と題する中間報告を発表(中立的集中決済機関による振替決済制度導入の必要性等を提言)</p> <p>6.8 外国為替審議会・国際金融取引における諸問題に関する専門部会、「内外経済の一体化と国際金融取引」と題する報告書を発表(わが国金融・資本市場の一層の整備・充実、アジアにおける地域協力推進等を提言)</p> <p>6.17 郵便貯金に関する調査研究会(郵政省貯金局長の私的研究会)、「金融自由化と郵便貯金の商品・サービス」を公表(個人利用者への金融自由化メリット還元、郵貯ネットワーク活用促進等の必要性を指摘)</p> <p>6.20 公正取引委員会、「金融会社の株式保有の認可に関する事務処理基準」を公表(独禁法11条に基づく公取委の認可基準を明示)</p> <p>6.21 金融制度調査会・基本問題検討委員会、「金融自由化と金融機関の経営の健全性確保について」と題する中間報告を発表(バブル期金融機関のリスク管理失敗の反省に立ち、今後の指針を提言<市場機能の一層の活用、行政の役割の変化>)</p> <p>6.22 投資信託研究会(大蔵省証券局長の私的研究会)、「投資信託の改革に向けて」と題する報告書を発表(投資信託市場・制度等の改善策を提言)</p> <p>6.22 多重債務問題等懇談会、ノンバンク問題懇談会(大蔵省銀行局長の私的勉強会)に報告書を提出(消費者向けカウンセリングの充実、残高情報交流の段階的実施等を提言)</p>

平成6年
(1994年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日経本銀行歳
<p>5.20 政府、公共料金引上げの年内凍結を閣議決定（国内電話料金、公団住宅家賃等を対象）</p> <p>6.21 政府税制調査会、「税制改革についての答申」を決定（個人所得課税の軽減、消費課税の充実等）</p> <p>6.25 羽田内閣総辞職</p> <p>6.28 行政改革推進本部、「今後における規制緩和の推進等について」を取りまとめ、279項目の規制緩和策を決定</p> <p>6.30 村山富市内閣成立</p> <p>6.30 公正取引委員会、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」を公表（事業への参入・退出、価格・数量等に関する許認可等の運用にあたって行政指導が行われる独占禁止法上の留意点等を指摘）</p>	<p>5.4 イラエル・PLO両首脳、ガザ、エリコ地区パレスチナ暫定自治合意書に調印</p> <p>5.13 ドイツ、公定歩合引下げ、5→4.5%</p> <p>5.17 米国、公定歩合引上げ、3→3.5%</p> <p>5.27 イタリア銀行、準備預金制度の改正を発表（準備対象金融機関の拡大、準備対象控除額の設定、準備率引下げ等）</p> <p>6.9-12 欧州議会選挙実施（欧州連合条約発効後、初の選挙。統合推進派が勝利）</p> <p>6.12 オーストリア、国民投票により欧州連合（EU）加盟を可決</p>	<p>羽田孜</p>	<p>藤井裕久</p>	<p>（第二十六代）</p> <p>三重野康</p>
		6.30	6.30	重野
		村山富市	武村正義	康

年 号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成6年 (1994年)		<p>6.24 大蔵省、金利減免債権の流動化と担保不動産の自己競落等に関する通達・事務連絡を发出（ノンバンク等向け金利減免債権流動化を企図した特別目的会社の設立および金融機関の100%出資による自己競落会社の設立）</p> <p>6.24 大蔵省、「金融機関の貸付債権の流動化等自己資本比率向上策について」の通達を一部改正（住宅ローン債権信託に変動金利物を導入、信託期間制限撤廃）</p> <p>6.24 保険審議会（蔵相の諮問機関）、「保険業法等の改正について」と題する報告書を提出（子会社方式による生・損保兼営、業態別子会社による銀行・証券業務等への参入、ソルベンシー・マージン基準導入等を提言）</p> <p>6.24 郵便貯金資金運用研究会（郵政省貯金局長の私的研究会）、運用体制の充実、運用手法の向上等に関する報告書を提出</p> <p>6.27 短資協会、「インターバンク市場取引要綱」を発表（市場取引の公平性・信頼性等の向上を企図した、取引慣行等の明文化・解説）</p> <p>6.27 東京外国為替市場の円相場、戦後初めて1ドル＝100円を突破（終値99円93銭）</p> <p>7. 1 郵政省、「ユーロジャイロ・システム」（郵便局の国際間電子送金システム）を導入（送達の迅速化・確実性・安全性の向上を企図）</p> <p>7. 6 大蔵省、外国証券会社2社（ガーバン・インターナショナル・リミテッド、キャンター・フィッツジェラルド・ショウケン・カイシャ・リミテッド）に国債等の業者間売買仲介業務への参入を認可</p> <p>7.18 全国銀行協会連合会、国際会計基準公開草案E48「金融商品」に対する見解を取りまとめ、国際会計基準委員会（IASB）に提出</p> <p>7.26 あさひ銀行の証券子会社、営業開始（あさひ証券<株>）</p> <p>7.29 大蔵省、「住宅ローンの取扱いについて」を通達（住宅ローンの金利・商品性が自由であることを明確化）</p>

平成6年
(1994年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行蔵
	<p>7. 4 イングランド銀行、機構改革を実施（金融調節部門と調査分析部門との連携強化、国際局を解体、内外金融市場の一体化に即して部門を再編）</p> <p>7. 8 ドイツ、第2次郵政改革法成立（郵便本業、テレコム、郵便銀行の3社の民営化決定、95年初に株式会社化の予定）</p> <p>7. 8 金日成主席（北朝鮮）死去</p> <p>7. 8-10 先進7か国首脳会議（ナポリ・サミット）開催（雇用創出のための経済政策採用、高度情報通信網等技術革新推進等の経済宣言を採択）</p> <p>7. 15 ドイツ、第5次ブンスバンク法改正法を施行（同バンクの公共機関への信用供与および同バンクへの公共機関の預金義務の廃止、ロンバート貸付担保の掛目廃止等）</p> <p>7. 15 バーゼル銀行監督委員会、「オフバランス商品に係る信用リスクの自己資本規制上の取扱い」を公表（一括清算ネットティングの是認等）</p> <p>7. 22 プレトンウッズ委員会（日米欧金融当局の国際金融担当OBを中心に構成）、国際通貨制度等に関する報告書を取りまとめ（適正な為替相場実現を企図した先進</p>	村 武 三 山 村 重 富 正 野 市 義 康	(第二十六代)	

年 号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成6年 (1994年)	<p>9.27 臨時金利調整法に基づく預貯金金利の最高限度の定めの変更および預金細目金利に係るガイドラインの廃止を決定（流動性預金金利<当座預金を除く>の自由化、定期積金利回りの完全自由化、10月17日実施）</p> <p>10.23 金融研究所貨幣博物館、休日開館開始（第2・4日曜日）</p>	<p>8.1 安田信託銀行の証券子会社、営業開始（安田信証券<株>）</p> <p>8.31 大蔵省、日本たばこ産業（JT）株の一般売出し価格を143万8千円と決定（9月2日、購入申込み受け開始）</p> <p>9.15 大垣共立銀行、CD・ATMの365日無休稼働を開始（邦銀として初）</p> <p>9.16 大蔵省、海外での資産担保型社債発行を解禁</p> <p>10.1 大蔵省、銀行等（証券・保険会社を除く）に対し、金利先渡し契約（FRA）・為替先渡し契約（FXA）の取扱いを解禁する省令、証券会社および外国証券会社に対して金利先渡し契約（FRA）の取扱いを解禁する省令をそれぞれ施行</p> <p>10.11 大蔵省、預貯金の商品性等に関する通達・事務連絡を一部改正・廃止（「預金、貯金及び定期積金の商品性及びその取扱いについて」の通達を一部改正、臨金法関連通達等を廃止・改正）</p> <p>10.17 流動性預金金利の自由化実施</p> <p>10.17 大蔵省、MMF（短期公社債投信）、中期国債ファンドの商品性を改善（MMF最低預入金額を50→10万円に引下げ、MMF、中国ファンドの1円以上1円単位での購入を、株式・債券等の売却・解約代金についても可能化）</p> <p>10.17 短資会社、無担コール・手形売買取引（1・2・3週間物）で、1/32%刻みに加え1/100%刻みを導入</p> <p>10.18 政府保有JT株の売出し開始</p> <p>10.27 JT株、東京・大阪・名古屋の3証券取引所に上場</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行蔵
<p>8.18 公正取引委員会、合併・株式所有の審査に関する事務処理基準の見直しについて公表（事務処理基準の明確化による透明性の確保、審査の効率的遂行を企図）</p> <p>8.23 公正取引委員会、「ベンチャー・キャピタルに対する独占禁止法第9条の規定の運用についての考え方」を公表（ベンチャー・キャピタル業務範囲の拡大に鑑み、ベンチャービジネス株式の取得・所有制限を実質緩和）</p> <p>9.4 関西国際空港、開港</p> <p>10.4 政府、税制改革要綱を閣議決定（所得税税率の累進緩和、平成7年分所得税の特別減税実施、中小事業者に対する特例措置見直し・消費税率引上げ等＜平成9年4月実施予定＞）</p> <p>10.7 政府、「公共投資基本計画」を閣議了解（来年度からの10か年計画、投資規模630兆円、生活環境・福祉の整備・充実等を重視）</p>	<p>各国の経済運営、IMF主導の国際協調確立等を要望）</p> <p>7.26 パーゼル銀行監督委員会、「金融派生商品のリスク管理に関するガイドライン」を公表</p> <p>8.16 米国、公定歩合引上げ、3.5 → 4%</p> <p>9.28 BIS、「金融仲介機関によるマーケット・リスクおよび信用リスクのパブリック・ディスクロージャーに関する討議用ペーパー」を公表（マーケット・リスク、信用リスクに関する情報の定期的開示を提案）</p> <p>9.29 米国、州際業務法成立（95年9月以降、銀行持株会社の州を越えての銀行買収を原則自由化等）</p> <p>10.2 G7、為替相場安定のための政策協調、インフレ防止の財政金融政策推進等で合意</p> <p>10.11 ロシア、ルーブル相場急落（1日で対ドル、マイナス27%、公定歩合引上げ＜130→170%：12日実施＞、中銀総裁更迭＜12日＞等）</p> <p>10.16 フィンランド、国民投票により欧州連合（EU）加盟を可決</p> <p>10.21 米国・北朝鮮、北朝鮮核問題、米朝関係改善に関する合意文書に調印（北朝鮮核開発問題、米朝関係改善問題の解決に目途）</p> <p>10.26 イスラエル・ヨルダン両国、平和条約調印</p>	<p>村</p> <p>山</p> <p>富</p> <p>市</p>	<p>武</p> <p>村</p> <p>正</p> <p>義</p>	<p>（第二十六代）</p> <p>三</p> <p>重</p> <p>野</p> <p>康</p>

年 号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成6年 (1994年)	<p>11. 4 東京証券取引所と当座預金取引を開始</p> <p>11.16 手形オペにおける1/100 %刻みの対象を拡大(取引期間1か月以上のものに加え、1か月未満のものも追加)</p> <p>12. 9 東京協和・安全両信用組合の経営処理問題に関する、東京都、全国信用協同組合連合会、東京都信用組合協会および日本長期信用銀行等民間金融機関との合意事項につき発表(新銀行設立、両信組の同行への全事業譲渡等、新銀行<東京共同銀行>は平成7年1月13日に設立)</p> <p>12.16 日本銀行券発行限度を43兆9000億円に改定(従来41兆円)</p> <p>12.16 三重野総裁退任(任期満了)</p> <p>12.17 第27代総裁に松下康雄が就任</p>	<p>11. 7 城南信用金庫、懸賞金付定期預金の発売開始</p> <p>11.10 三菱銀行、日本信託銀行の第三者割当増資による発行新株につき払込を実行、同銀行を子会社化</p> <p>11.14 郵政省、郵貯金利を引上げ(流動性預金金利自由化後、初)</p> <p>11.14 東京銀行協会、外為円決済システムの地方接続を実施(東京地区外に拠点を有する金融機関からの接続が可能化)</p> <p>11.21 東京銀行協会、外為円市場売買に伴う円決済方法のうち、手形交換を原則とりやめ、外為円決済システムに一元化</p> <p>11.21 長期信用銀行3行および商工組合中央金庫、CDオンライン提携(LONGS)を開始すると共に、BANCS(都銀キャッシュサービス)とのCDオンライン提携を同時開始</p> <p>11.24 都銀6行の証券子会社、営業開始(第一勧業証券、さくら証券、富士証券、三菱ダイヤモンド証券、三和証券、住友キャピタル証券各株式会社)</p> <p>12. 1 短資会社、インターバンク市場において、末初取引、スポネ取引、オッド物取引を順次開始</p> <p>12.14 金融制度調査会・エレクトロバンキング専門委員会、電子資金取引に関する法制整備について法制懇談会が取りまとめた報告書を了承(電子資金取引を巡る法的問題を分析。法制整備に関する考え方として早期立法化論と立法化時期尚早論を併記)</p> <p>12.20 東京証券取引所、外国部の上場基準に関する一部改正細目を発表(有価証券上場関係、業務関係における一連の規制緩和策)</p> <p>12.20 全国銀行公正取引協議会(全国銀行協会連合会加盟行で組織)、景品類の提供に関する自粛措置を緩和(懸賞金付定期預金取扱、1500円以下の商品券・現金等の提供が可能化)</p> <p>12.21 東京外国為替市場慣行委員会、同市場取引時間の24時間体制への延長を決定(従来の申し合わせ、9~12時<前場>・13時半~15時半<後場>を廃止)</p> <p>12.27 大蔵省、投資信託改革のため、関係省令等を改正(95年1月1日施行、資産運用・収益分配等についての規制緩和、運用成績の公開、公正取引ルールの整備等)</p>

平成6年
(1994年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>11. 9 国民年金法等の一部を改正する法律、公布施行（厚生年金の満額支給開始年齢の65歳への段階的引上げ等）</p> <p>11.25 税制改革関連4法成立（平成7年度以降の所得税恒久減税および7年度限りの所得税特別減税の実施、平成9年度以降の消費税率5%の導入等）</p>	<p>11.13 スウェーデン、国民投票により欧州連合（EU）加盟を可決</p> <p>11.15 米国、公定歩合引上げ、4→4.75%</p> <p>11.15 アジア太平洋経済協力会議（APEC）、非公式首脳会談で「共同決意宣言」（ボゴール宣言）を採択して閉幕（先進国は2010年、発展途上国は2020年までに域内貿易を自由化）</p> <p>11.28 ノルウェー、国民投票により欧州連合（EU）加盟を否決（同国のEU加盟は当面見送りの見通し）</p>			<p>(第二十六代)</p> <p>三 重 野</p>
<p>12. 8 世界貿易機関（WTO）協定および関連7法成立（1995年1月予定のWTO発足に向け、環境整備＜新食糧法制定、著作権法改正等＞）</p> <p>12.25 政府、「当面の行政改革の推進方策について」（行政改革大綱）を閣議決定（規制緩和の推進、特殊法人等の改革・合理化、地方分権の推進等）</p>	<p>12. 6 オーストリア、フィンランド、スウェーデンの各中央銀行、欧州通貨機構（EMI）参加文書に調印（為替相場メカニズム＜ERM＞への参加は未定）</p> <p>12. 9 BIS、「金融派生商品市場の拡大に伴うマクロ経済と金融政策上の論点」と題する報告書を発表（金融派生商品市場がもたらす影響を、①金融政策を運営する環境、②金融政策の波及経路、③金融政策インディケーター、④中央銀行の政策手段、の4つの視点から検討）</p>	<p>村 山 富 市</p>	<p>武 村 正 義</p>	<p>康</p> <p>12.17</p> <p>(第二十七代)</p> <p>松 下 康 雄</p>

1. 年表追補 (1995年)

年号	日本銀行	金融一般
平成7年 (1995年)	<p>1. 13 東京協和・安全両信用組合の全事業を譲受する普通銀行設立にあたり、発行価額計200億円の株式引受を決定(同日、日本銀行、住友銀行、全国信用協同組合連合会を発起人として東京共同銀行設立、3月20日営業開始)</p> <p>1. 17-18 阪神・淡路大震災に伴う金融措置を発出(金融機関に対する預金の便宜払戻し、支払期日が経過した手形の便宜取立、損傷銀行券の引換え、災害関係融資に関する便宜措置等)</p> <p>1. 20 阪神・淡路大震災による被災金融機関に対し神戸支店営業所スペースを貸与(2月3日まで実施)</p> <p>1. 21-22 神戸支店(21日)・大阪支店(22日)、休日臨時営業を開始(神戸支店は2月26日まで、大阪支店は同5日まで実施)</p> <p>3. 1 外国為替市況の公表内容を変更(為替相場公表時間帯の延長、出来値ベースから気配値ベースへの変更等)</p> <p>3. 31 「当面の金融調節方針について」を公表(短期市場金利を引下げ)</p>	<p>1. 1 大蔵省、投資信託の改革のための関係省令等を改正施行(資産運用・収益分配等についての規制緩和、ディスクロージャーの充実、公正取引ルールの整備等)</p> <p>1. 6 一部大手生命保険会社、期間10年の固定金利貸付において順次10年前後の市場金利(10年物スワップレート等)と連動した基準金利の導入を発表</p> <p>1. 10 日米両政府、日米包括経済協議・金融サービス分野について最終合意(日本側措置として年金資産運用への投資顧問会社のアクセス拡充、有価証券の定義の明確化、社債関係の諸規制・諸慣行の見直し、越境資本取引の緩和・拡張。米側措置として銀行・証券業務における外銀・外国証券の待遇改善等)</p> <p>1. 25 大蔵省および農林水産省、農林中央金庫に対し、普通出資者総会における議決権のない優先出資証券の発行を認可(平成6年4月に施行された優先出資法に基づくもの。協同組織金融機関にとっては初の会員以外からの資本調達が可能に)</p> <p>2. 9 預金保険機構、東京共同銀行に対する資金援助を決定(400億円の金銭贈与)</p> <p>3. 6 東海銀行の証券子会社、営業開始(東海インターナショナル証券株式会社)</p> <p>3. 7 全国銀行公正取引協議会(全国銀行協会連合会加盟銀行で組織)、「銀行業における表示に関する公正競争規約」施行規則等の一部を改正(預貯金の広告における流動性預金の比較表示を解禁、4月3日実施)</p> <p>3. 9 東京金融先物取引所、先物取引等にかかる定率会費を引下げ(1取引単位につき150→100円)</p> <p>3. 10 大蔵省、「金融機関の劣後特約付借入金の期限前返済について」と題する事務連絡を全国銀行協会連合会に通知(十分な自己資本水準の維持が見込まれる場合の期限前返済の認可条件緩和等)</p> <p>3. 14 政府、日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合で合意(4年後を目途)</p> <p>3. 24 政府、「保険業法案」を閣議決定(「外国保険事業者に関する法律」の吸収、規制緩和・自由化<子会社方式による生・損保の相互参入等>、公正な事業運営の確保等を目的)</p>

政治・経済等	海外	首相	大臣	日 本 銀 行 総 裁
<p>1.13 政府、「平成7年度税制改革の要綱」を閣議決定（租税特別措置の整理合理化、土地・住宅税制の減税方向での見直し等）</p> <p>1.17 阪神・淡路大震災発生（兵庫県南部を中心に、死者・負傷者、倒壊・焼失家屋多数）</p> <p>2.22 企業法制研究会（通産省産業政策局長の私的研究会）、持株会社規制および大規模会社の株式保有規制の見直しを提言する報告を公表（分社化によるリストラや新規事業創出等を企図した持株会社形態の活用とそのための規制廃止の検討を提言）</p> <p>2.24 行政改革推進本部・規制緩和検討委員会、政府・規制緩和推進5か年計画策定のための意見報告を首相に提出（規制緩和の必要性、規制緩和推進の基本原則の明確化等を提唱）</p> <p>3.20 都内地下鉄において、毒ガス同時テロが発生（死者・負傷者多数）</p> <p>3.27 政府、「当面の財政金融運営について」を公表（為替市場における適時・有効な対応、阪神・淡路大震災からの早期復興等を企図した7年度補正予算の国会提出、機動的・弾力的な金融政策の運営）</p>	<p>1.1 世界貿易機関（WTO）発足</p> <p>1.1 オーストリア、フィンランド、スウェーデン、EUに加盟</p> <p>1.9 オーストリア、EUの為替相場メカニズム（ERM）に参加（94年12月、同時に欧州通貨機構＜EMI＞参加文書に調印したフィンランド、スウェーデンはERMへの参加を当面見送り）</p> <p>1.9 韓国、「不動産実名制」の導入を発表（架空名義や他人名義を用いての不動産所有を禁止、7月より導入）</p> <p>2.1 米国、公定歩合引上げ、4.75→5.25%</p> <p>2.26 イングランド銀行、ベアリング・ブラザース・グループの財産管理手続の開始を発表（デリバティブ取引失敗の損失による事実上の経営破綻）</p> <p>2.27 BIS・ユーロカレンシー・スタンディング委員会、「金融派生商品市場の実態およびマクロブルーデンス面に与える影響の把握方法に関する報告書」を公表（中央銀行がデリバティブ市場のマクロ経済的およびマクロブルーデンシャルな影響を把握するためのデータ特定化と市場の透明性向上のための統計データの収集・公表を提言）</p> <p>3.1 中国・外国為替取引センター、米ドル・香港ドルに加え、日本円の取引を開始（中国の対日貿易の急伸等に伴う措置）</p> <p>3.6 EC通貨評議会、EMS通貨再調整を実施（スペイン・ペセタ、ポルトガル・エスクードをそれぞれ7%、3.5%切下げ）</p> <p>3.18 中国、中華人民共和国中国人民銀行法（中央銀行法）を公布・施行</p> <p>3.26 EU、シュンゲン協定を発効（加盟9か国中、イタリア、ギリシャを除く7か国において空港・港湾でのパスポートチェック廃止等、人の移動が自由化）</p> <p>3.30 ドイツ、公定歩合引下げ、4.5→4%</p> <p>3.31 米国連邦準備制度理事会、外国銀行監督強化のための新プログラムを各連邦準備銀行に発出（個別店舗に対する格付制度の厳格化等）</p>	村	武	日 本 銀 行 総 裁
				(第二十七代)
				松 下 康 雄

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成7年 (1995年)	<p>4.14 公定歩合引下げ（商業手形割引歩合0.75%引下げ、1%）</p> <p>4.28 デリバティブ取引に関するリスク管理チェックリストを作成、審査先金融機関へ送付</p>	<p>3.27 全国銀行協会連合会、銀行法第21条に基づくディスクロージャー制度における統一開示基準の一部改正に関する通達を发出（「連結決算セグメント情報」を新規開示、「破綻先債権額」、「延滞債権額」等の開示充実等）</p> <p>3.28 住宅金融公庫、全国銀行個人情報センターへの加盟決定（国民金融公庫<93年3月>に次ぎ、政府系金融機関として2件目）</p> <p>3.28 景品規制の見直し・明確化に関する研究会（公正取引委員会の私的研究会）、検討結果を公正取引委員会に報告（現行景品規制を大幅見直し<一般向け総付景品の上限金額撤廃、懸賞景品の上限金額引上げ等>を提言）</p> <p>3.31 政府、規制緩和推進計画（95～99年度）を閣議決定（金融・保険分野：固定金利定期預金の預入期間上限廃止、生・損保の子会社方式による相互参入、金融機関店舗設置規制の緩和等、証券分野：社債発行にかかる適債基準の撤廃・緩和等、国際金融分野：越境資本取引にかかる規制緩和、寄付・贈与にかかる外国送金の許可不要額引上げ等）</p> <p>3.31 大蔵省、社債の適債基準の撤廃等について発表（社債発行会社制限および社債発行体に対する財務制限条項の完全撤廃<平成8年1月より実施>）</p> <p>3.31 大蔵省、銀行法施行規則の一部を改正する省令を公布・施行（銀行の共同債権買取機構向け信用供与を大口信用規制の適用除外対象化）</p> <p>3.31 大蔵省、国際金融取引にかかる規制緩和について発表（証券発行にかかる包括許可制度の導入、非居住者ユーロ円債の還流制限撤廃、非居住者国内債および居住者外債の適債基準撤廃等）</p> <p>4. 3 三菱・東京両銀行、両行の合併合意を発表（新行名を東京三菱銀行とし、96年4月1日合併）</p> <p>4.14 北海道拓殖銀行の証券子会社、営業開始（北海道拓殖証券株式会社）</p> <p>4.19 東京外国為替市場の円相場、戦後最高値を更新（一時79円75銭、午後5時時点で80円36銭）</p> <p>5. 1 一部民間情報提供会社、国内円ベースTIBOR（オファーレート）の集計に加え、国内円ベースTIBID（ビッドレートの集計）の公表を開始</p> <p>5. 9 三井信託銀行の証券子会社、営業開始（三井信託証券株式会社）</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行総
<p>4. 1 不動産特定共同事業法施行（不動産小口化商品市場の拡大に伴う情報開示不備や業者倒産等による投資家の被害増大に鑑み、事業にかかる許可制等を導入し事業者の限定・行為規制等）</p> <p>4. 14 政府、「緊急円高・経済対策」を決定（公共事業等の積極的施行、公共投資基本計画実施等内需振興策、規制緩和・輸入促進、金融機関不良債権の早期処理、証券市場活性化等）</p>	<p>4. 12 バーゼル銀行監督委員会、「マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための追補案」を公表（93年4月の「マーケット・リスクに関する銀行監督上の取扱い」を改訂。マーケット・リスク測定方法の追加、リスク要因にコモディティ・リスクを付加、オプション・リスクの測定方法を高度化）</p> <p>4. 25 G7（ワシントン）、共同声明を発表（最近の為替動向が各国経済のファンダメンタルズを反映していないと認識、秩序ある反転に向けた緊密な協力の継続で合意）</p> <p>5. 16 バーゼル銀行監督委員会および証券監督者国際機構テクニカルコミッティー、「銀行および証券会社の派生商品取引に関する監督上の情報についての枠組み」を共同公表（金融派生商品に関する報告体制整備のため、同取引に伴うリスクや金融機関経営に与える影響等を把握するうえで重要な情報を取りまとめ）</p>	村 山 富 市	武 村 正 義	<p>（第二十七代）</p> <p>松 下 康 雄</p>

年号	日本銀行	金融一般
平成7年 (1995年)		<p>5.11 短資各社、インターバンク市場における有担保コール・翌日物、無担保コール・オーバーナイト物等の取引レートにつき1/32%刻みに加え、1/100%刻みの併用を決定(6月1日より実施。この結果、すべてのインターバンク取引について1/32%および1/100%刻みが標準的表示形式化)</p> <p>5.11 短資協会、有担コール・翌日物、無担コール・オーバーナイト物、有担・無担の期間1週間未満の取引指標レートの公表方法を「取引額が最大の取引レート」から「取引額によりウェイト付けした加重平均レート」に変更(5月16日約定分から実施)</p> <p>5.15 金融制度調査会・金融機関のディスクロージャーに関する作業部会、「金融機関の資産の健全性に関する情報開示範囲の拡大について」および「金融機関のデリバティブ取引の情報開示について」と題する報告書を発表(開示範囲拡大の必要性、金利減免等債権額開示促進、デリバティブ取引に関する信用リスク・マーケットリスク等の開示の促進等を提唱)</p> <p>5.17 大蔵省、金融機関の信託銀行子会社参入についての方針を発表(証券子会社による証券業務への参入を行っている金融機関の信託銀行子会社による信託業務への参入につき、参入に相応しい財産的基礎等を有する金融機関に対しては95年度中の参入実現に向けて具体的な手続を進めることを表明)</p> <p>5.19 預金保険機構、神奈川県労働金庫(友愛信用組合の全事業を譲受)に対する資金援助を決定(28億円の金銭贈与、7月31日に実施)</p> <p>5.26 金融制度調査会・基本問題検討委員会、「金融仲介機能の新たな展開への対応」と題する報告書を発表(自由で効率的な金融システムの構築、債権流動化関係業務やデリバティブ取引の促進、国際的観点を踏まえた金融基盤整備の必要性等を提唱)</p> <p>5.29 預金を考える懇談会(金融制度調査会会長の私的勉強会)、報告書を発表(預金の商品設計の多様化促進、預金に対する信頼確保・信頼低下連鎖反応の防止、金融機関間の適正な競争促進等を提唱)</p> <p>5.29 全国8証券取引所において、「日経300株価指数連動型上場投資信託」の受益証券、上場(証券市場活性化の一環、投資信託は初めて取引所上場)</p> <p>6. 1 日本公認会計士協会、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」を公表(同日、大蔵省も金融機関におけるローン・パーティシペーションの経理処理等に関する事務連絡を发出)</p> <p>6. 2 大蔵省、金融機関の店舗設置等の取扱にかかる銀行局長通達および銀行課長・中小金融課長連名の事務連絡を发出(都市銀行等に残されていた店舗設置規制の完全撤廃等)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大臣	日総本銀行 行長
<p>6.13 経済審議会、「新経済計画中間とりまとめ(案)」を了承(内外開放型経済システムの構築<規制緩和・市場アクセスの改善等>、環境保全に配慮した社会の構築、世界への積極参加・貢献等)</p>	<p>5.31 欧州委員会、「グリーン・ペーパー」を発表(EUの単一通貨導入手順や今後の課題等につき取りまとめ)</p> <p>6.16 先進7か国首脳会議(カナダ・ハリファクス・サミット)、経済宣言を採択(IMFに対し、金融データ情報の十分な開示を求めるとともに「緊急融資メカニズム」の創設を要望、その他国際機関の業務効率化等)</p>	村山富市	武村正義	<p>(第二十七代)</p> <p>松下康雄</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成7年 (1995年)	<p>7. 4 即日決済の入札式手形買いオペを実施</p> <p>7. 7 「当面の金融調節方針について」を公表 (短期市場金利を、平均的にみて公定歩合 をある程度下回る水準まで引下げ)</p> <p>7. 11 「復興支援貸出について」を公表 (阪神・淡路大震災の被災地域で希望する 金融機関に対し、総額5000億円を限度に復 興支援貸出＜公定歩合適用、期間1年を目 途＞を決定)</p> <p>7. 20 即日決済の入札式手形売りオペを実施</p> <p>7. 31 全国信用協同組合連合会に対し、同連合 会がコスモ信用組合に対して預金払戻しに 要する資金を融通するための所要資金につ いて、日本銀行法第25条に基づく融通を行 うことを決定(併せてコスモ信用組合に関 する総裁談話を発表)</p>	<p>6. 7 保険業法改正法公布(子会社方式による 生・損保の相互参入、健全性維持のための 指標導入、保険契約者保護基金創設を含む 経営危機対応制度の導入等)</p> <p>6. 8 大蔵省、「金融システムの機能回復につ いて」を公表(金融システムの健全化・活 性化を企図したディスクロージャーの拡 充、不良債権処理方策の拡充、経営基盤強 化の促進、金融機関検査・監督の充実、適 切な経営破綻処理等を提唱)</p> <p>6. 9 外国為替等審議会(蔵相の諮問機関)・国 際金融取引における諸問題に関する専門部 会、「変貌する国際的な資金の流れと日本 の役割—多様なアジアへの日本の対応— と題する報告書を取りまとめ(アジア各国 の資金需要・調達状況と各国の課題、日本 の役割等を分析)</p> <p>6. 21 日本証券業協会、「店頭登録特別銘柄に ついて」と題する報告書を公表(現行登録 基準に達しない研究開発型企業等の株式店 頭市場での資金調達可能化のため、店頭登 録特別銘柄制度の導入を提唱)</p> <p>6. 23 大蔵省、金融制度調査会に金融システム 安定化委員会を設置</p> <p>6. 23 大蔵省、理財局長の私的研究会として 「財政投融資の将来」研究会を設置(郵便 貯金・年金積立金の中長期的動向調査、財 投統合管理・運用システムの検討、財投有 償資金の充当対象政策分野の検討等)</p> <p>6. 30 日本商工会議所、「不良債権問題解決の ための提言—公的資金の導入について— 」と題する報告書を取りまとめ(不良債権早 期処理のため、金融機関自助努力補完策と して出資・融資を中心とする公的資金導入 を提言)</p> <p>7. 3 経済団体連合会、「不良債権問題に対す る考え方」と題する報告書を取りまとめ (不良債権早期処理のため、財政資金導入 の検討を提言)</p> <p>7. 18 東京証券取引所、中期国債(償還期限5 年)を対象とする中期国債先物取引制度導 入を決定</p> <p>7. 19 日本証券業協会、店頭登録特別銘柄制度 (第二店頭市場)の創設を決定</p> <p>7. 24 さくら銀行、1か月据置き後解約自由の新 型通知預金を発売(都銀初)</p> <p>7. 31 東京都、コスモ信用組合の一部業務停止 命令を发出(原則として預金払戻し業務は 継続)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行蔵
<p>6.27 政府、緊急円高・経済対策の具体化・補強を図るための諸施策を閣議決定（内需振興〈公共事業施行促進等〉、経済構造改革推進〈経済フロンティアの拡大、産業構造転換の加速化、輸入・規制緩和の促進等〉、円高対応策〈総合的雇用対策の実施、中小企業経営基盤の安定強化等〉、証券市場活性化、金融システムの安定性確保等）</p> <p>7.18 政府、「規制緩和推進の現況」（規制緩和と白書）を閣議決定（公的規制の現状、規制緩和の推進状況、今後の規制緩和の推進）</p> <p>7.25 経済同友会、「『公的金融・財政投融資』の課題と見直しの方向」と題する報告書を取りまとめ（公的金融・財政投融資システムの規模の巨大性・不透明性等を指摘、規模縮小・情報開示の充実等を要望）</p> <p>7.27 行政改革委員会規制緩和と小委員会、「規制緩和に関する論点」を公開（土地住宅、情報通信、金融・証券・保険等各分野40項目の規制緩和に関する論点を取りまとめ）</p>	<p>7.1 中国、「中華人民共和国商業銀行法」を施行</p> <p>7.24 「金融コングロマリット三者会合」（G10諸国の銀行・証券・保険監督当局者が個人的資格で参加する非公式会合として、バーゼル銀行監督委員会の提唱で93年設置）、金融コングロマリット監督に関する報告書を取りまとめ（コングロマリットの自己資本についての監督方式の確立、監督当局間の連携強化、権限強化等を提唱）</p> <p>7.27 OECD、移転価格税制に関する新ガイドライン（第1部および第2部の一部）を公表（16年ぶりの改訂、移転価格算定に当たっての取引単位法の優先、同法が適合しない場合には取引単位営業利益法を利用すること等を提言）</p> <p>7.28 世界貿易機関（WTO）・金融サービス貿易委員会、金融業務の最恵国待遇ルールを盛り込んだE.U.案につき暫定合意（米国を除く。効力は97年12月末まで）</p> <p>7.28 ベトナム、東南アジア諸国連合（ASEAN）に加盟</p>	村山富市	武村正義	<p>（第二十七代）</p> <p>松下康雄</p>

年号	日本銀行	金融一般
平成7年 (1995年)	<p>8.30 全国信用協同組合連合会に対し、同連合会が木津信用組合に対して預金払戻しに要する資金を融通するための所要資金について、日本銀行法第25条に基づく融通を行うことを決定（併せて木津信用組合に関する総裁談話を発表）</p> <p>8.30 兵庫銀行に対し、同行の経営問題に関する処理方針が実施されるまでの間、預金払戻し等、営業を継続するための所要資金について、日本銀行法第25条に基づく融通を行うことを決定（併せて兵庫銀行に関する総裁談話を発表）</p> <p>9. 8 公定歩合引下げ（商業手形割引歩合0.5%引下げ、0.5%）、併せて市場金利の引下げ措置を実施（短期市場金利を新たな公定歩合をやや下回る水準まで引下げ）</p> <p>9.20 東京外国為替市場の取引高（直物、先物、スワップ取引を対象、95年4月中）の調査結果を発表（BISによる3年毎の主要各国集計の一環。1日平均取引高の大幅伸長、円対価取引ウェイトの続伸等）</p> <p>9.26 短資会社が入札方式によりCDを買入れるための日銀貸出（いわゆるCDオペ）を実施</p> <p>9.26 大和銀行ニューヨーク支店における損失の発生について、総裁談話を発表</p>	<p>8. 3 大蔵省、金融制度調査会に金融機能活性化委員会を設置</p> <p>8.28 東京都、コスモ信用組合の破綻処理につき、大蔵省・日本銀行・関係金融機関等間での処理スキームに関する基本的合意到達を発表（回収可能な延滞債権を<社>東京都信用組合協会に有償譲渡の上、同信組の全事業を東京共同銀行に譲渡。東京共同銀行には預金保険機構・同信組への貸付金融機関・日本銀行等が支援等）</p> <p>8.30 大阪府、木津信用組合の一部業務停止命令を发出（原則として預金払戻し業務は継続）</p> <p>8.30 大蔵省、兵庫銀行の破綻処理方針を公表（同行清算、全事業を譲受する新銀行設立、不良債権処理策<同行自己資本の全額取崩し、預金保険機構からの資金援助、新銀行の合理化努力による不良債権償却>、日本銀行法第25条に基づく融通による営業譲渡までの営業継続に必要な所要資金融資および新銀行に対する必要な信用補完の実施）</p> <p>9. 5 企業の資金調達円滑化に関する協議会（民間企業大手64社で組織）、「金融・証券分野における規制緩和に関する意見書」を行政改革等委員会等に提出（金融・証券分野規制の原則撤廃を軸に2週間未満のCP発行規制の即時撤廃等を要望）</p> <p>9.18 短資取引担保センター（短資協会運営）、営業開始（短資取引にかかる担保品を担保センターに集中し、当事者間の担保品の移転を帳簿上の振替で済ませることにより担保債権の効率化と安全性の向上を実現）</p> <p>9.18 東海銀行の信託銀行子会社、営業開始（東海信託銀行株式会社）</p> <p>9.22 農林中央金庫の信託銀行子会社、営業開始（農中信託銀行株式会社）</p> <p>9.26 大和銀行、同行ニューヨーク支店職員の不正事件により、約11億ドルの損失発生、および同損失を平成7年度中間決算で一括処理する旨公表</p> <p>9.27 金融制度調査会・金融システム安定化委員会、金融機関の不良債権問題に関する審議経過報告を発表（不良債権総額約40兆円は金融機関全体として克服可能と判断。不良債権ディスクロージャーの必要性、経営破綻の対応策確立の緊要性、住宅金融専門会社不良債権の早期処理等を提言し、時限的公的資金導入の検討も提言）</p> <p>9.27 大蔵省、「金融機関の不良債権の早期処理について」を発表（ディスクロージャー拡充、破綻処理方法等の改善、預金保険料率の引上げ、信用組合経営健全化、住宅金融専門会社不良債権の受け皿機関の検討、公的資金の時限的導入の検討を提言）</p> <p>9.27 日本証券業協会、「株式ミニ投資の取扱いについて」を制定（個人投資家の株式投資促進を目的に、1売買単位の10分の1単位の株式を持分とするミニ投資を10月2日より開始）</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行長
<p>8. 2 大蔵省、「円高是正のための海外投融資促進対策について」を公表（機関投資家等による海外投融資の促進、公的機関による資金協力の促進）</p> <p>9. 20 政府、「経済対策一景気回復を確実にするために」を決定（事業規模過去最大の14兆2200億円、内需拡大＜公共事業の推進、土地有効利用の促進等＞、証券市場活性化＜債券貸借にかかる現金担保への付利制限廃止＜平成7年中＞、償還期間2週間未満のCP発行の解禁等＞、中小企業対策・雇用対策の促進、経済構造改革の促進＜科学技術・情報通信の振興、新規事業育成、規制緩和の促進＞等）</p> <p>9. 29 政府、国家行政組織法第8条に基づき設置される審議会等の設置および運営に関し、透明な行政運営の確保、行政の簡素化・効率化等を図るための措置について閣議決定（新設審議会等の10年後を目途とした継続必要性の再検討、会議・議事録の原則公開等）</p>	<p>8. 2 米国連邦準備制度理事会・通貨監督庁・連邦預金保険公社、自己資本規制に金利リスクを付加した新ルールを公表（但し12月12日、同ルールの再検討が決定）</p> <p>8. 18 ECHO（Exchange Clearing House Limited、英国法人として設立）営業開始（世界初の外為取引における国際的な銀行間の多角的ネットィング機構）</p> <p>8. 24 ドイツ、公定歩合引下げ、4→3.5%</p> <p>8. 25 米国財務省、日本の資本市場と国際金融に関する議会の報告書を公表（日本におけるバブル経済の発生と崩壊の要因分析と、それに対する財政・金融当局の対策をサーベイ）</p>	<p>村 山 富 市</p>	<p>武 村 正 義</p>	<p>（第二十七代） 松 下 康 雄</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成7年 (1995年)	<p>10.26-27 金融研究所、第7回国際コンファレンスを開催（テーマ「より有効な金融政策をめざして」）</p> <p>10.31 日本銀行法第25条に基づく貸出に対し、償却準備金の積立を決定（11月16日実施）</p> <p>11.10 CPオペ（コマースナル・ペーパーの売戻条件付買入）の再開を発表（91年11月以来4年ぶり、20日オファー・22日実行）</p> <p>11.13 歳出集中払MTデータ伝送システムを稼働</p> <p>11.22 木津信用組合の処理方針を発表（預金保険機構のペイオフコストを超過する資金援助を可能にするための制度改正、東京共同銀行を破綻処理の時限的機関<日本版RTC>とし、同信組事業を譲受する等の大蔵省の意向表明について言及した上、預金払い戻しのための資金融通の継続を表明）</p> <p>11.27 国債現物から登録債・振込債への登録・寄託請求に伴い受入れる国債証券につき新雑回収OCRシステムを稼働</p>	<p>9.28 大蔵省、「小口債権販売に係る業務の取扱いについて」の通達を一部改正（小口債権販売業者がリース・クレジット会社から基本債権を譲受できることを明確化）</p> <p>9.29 大蔵省、「預金、貯金及び定期積金の商品性及びその取扱いについて」通達を一部改正（預金・定期積金の商品設計の原則自由を明確化、届出制廃止、CDの最長発行期間の延長<2年以内→5年以内>、固定金利型定期預金最長預入期間制限の撤廃、対顧客情報提供の拡充等）</p> <p>9.29 証券取引審議会、「店頭特則市場の株式公開制度等の在り方について」を発表（公開前の株式移動および第三者割当増資に対する規制緩和、公開株の価格決定方法におけるブックビルディング方式の採用、株式公開時等における証券会社の顧客に対する配分上限規制の適用除外）</p> <p>10.12 経済団体連合会、「規制緩和推進計画の改定に望む」と題する報告書を総務庁に提出（時価発行増資規制の撤廃、社債商品の多様化、CPに関する規制緩和の徹底、金融機関業態別子会社の業務範囲拡充、金融持株会社制度創設等を要望）</p> <p>10.16 短資各社、有担保コール・翌日物、無担保コール・オーバーナイト物の貸借仲介業務を拡充（午後3時から翌日午後3時、午後5時から翌日午後5時の24時間物を追加）</p> <p>10.20 大蔵省、償還期間2週間未満のコマースナル・ペーパーの発行を解禁</p> <p>10.25 金融情報システムセンター・EDI研究会、「フィナンシャルEDIに当たっての課題」と題する報告書を公表（産業界の売掛金消込み業務の効率化ニーズに対し、マッチングキー方式の採用等を提言）</p> <p>10.27 みどり銀行設立（兵庫銀行から全事業を譲受、96年1月29日営業開始）</p> <p>10.31 連立与党の金融・証券プロジェクトチーム、「与党金融・証券プロジェクト中間報告」を公表（金融機関破綻に備え、現行預金保険制度の発動を超えた特別基金の設置、プロラタP&Aや付保限度内預金移転等多様な破綻処理方法の導入等を提言）</p> <p>11.1 都銀各行、CD・ATMの平日稼働時間延長と祝日稼働を実施（平日午前8時45分～午後7時→午前8時～午後9時、同3日より一部を除き午前9時～午後5時の祝日稼働を開始）</p> <p>11.1 東洋信託銀行の証券子会社、日本興業銀行の信託銀行子会社、それぞれ営業開始（東洋信託証券・興銀信託銀行各株式会社）</p> <p>11.3 大和銀行、米國監督当局（連邦準備制度理事会、連邦預金保険公社およびニューヨーク州銀行局）による全ての在米支店、代理店、駐在員事務所並びに大和トラストの業務を終結させる命令の発出に同意した旨発表</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行総裁
<p>10.30 公正取引委員会、事業者団体ガイドライン「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を全面改正（公的規制、行政等に関連する行為についての指針、参入制限行為等についての指針、自主規制等についての指針の追加等）</p> <p>11.14 大蔵省、「平成8年度の財政事情について」を公表</p> <p>11.29 経済審議会、新経済計画「構造改革のための経済社会計画－活力ある経済・安心できるくらし－」を首相に答申（自由で活力ある経済社会の創造＜高コスト構造是正、健全な金融システムの構築等＞、豊かで安心できる経済社会の創造、地球社会への参画＜内外に開かれたシステムの構築等＞、発展基盤の確立、行財政改革の推進等）</p>	<p>10.7 G7（ワシントン）、主要国通貨動向の各国経済ファンダメンタルズと総合的なトレンドを歓迎、為替市場における緊密な協力等で合意</p> <p>10.16 米国議会下院・銀行委員会、日本の金融システムに関する公聴会を実施</p> <p>10.18 米国、セキュリティー・ファースト・ネットワーク・バンクが取引開始（米国初のインターネット専門銀行）</p> <p>10.24 BIS、主要26か国を対象とした外国為替市場取引高の調査結果を公表（世界ベースでの取引高は92年比+50%、通貨対象別シェアではドル83%、マルク37%、円24%、マーケット別シェアではロンドン30%、ニューヨーク16%、東京10%等）</p> <p>11.15 バーゼル銀行監督委員会および証券監督者国際機構専門委員会、「銀行および証券会社によるトレーディングおよび派生商品取引のパブリック・ディスクロージャー」と題する報告書を共同公表（国際的に業務を展開している主要銀行・証券のディスクロージャー状況を分析の上、一層のディスクロージャーの改善を提言）</p> <p>11.16 米国連邦準備制度理事会、連邦準備制度加盟州法銀行と銀行持株会社のリスク管理体制の格付実施のため、新ガイドラインを公表（経営陣による監視、取引限度額制限、リスク測定法や管理情報等の水準、内部管理体制等を格付基準として提示）</p>	<p>村山富市</p>	<p>武村正義</p>	<p>（第二十七代） 松下康雄</p>

年号	日本銀行	金融一般
平成7年 (1995年)	<p>12.12 オペ情報等ベンダー提供システムの運用を開始</p> <p>12.15 日本銀行券発行限度を47兆2000億円に改定(従来は43兆9000億円)</p> <p>12.19 金融派生商品市場の取引高(95年4月中)および残高(95年3月末)の調査結果を発表(BISが3年毎の外国為替市場取引高調査と併せて実施した、初の主要各国集計の一環。日本市場の想定元本ベース残高はOTC取引8.3兆ドル、取引所取引4.2兆ドル、1日平均取引高はOTC取引1.3千億ドル、取引所取引4.5千億ドル等)</p>	<p>11.10 大蔵省、「大和銀行の処理に関連して今後銀行行政として対応すべき課題」を公表(外国金融監督当局との一層緊密な情報交換および海外拠点の監督・検査充実の必要性等)</p> <p>11.13 全国銀行データ通信システム、第4次システム稼働(処理能力の向上、センター・ホストコンピューターにマルチホスト構成を採用するなど、システムの安全性・信頼性が向上)</p> <p>11.13 東京金融先物取引所(TIFFE)、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)およびロンドン・クリアリング・ハウス(LCH)がユーロ円短期金利先物にかかる業務提携を発表(96年4月を目途にリンク取引を開始する予定)</p> <p>11.14 大蔵省、平成7年9月末の預金取扱金融機関の不良債権等の状況を発表(速報ベース、不良債権総額37.4兆円、うち要処理見込額<総額から担保カバー分・償却勘定残高の差引分>18.3兆円)</p> <p>11.16 全国銀行協会連合会、短期金融市場の実勢を反映した日本円のレファレンス・レートとして日本円TIBORの公表を開始</p> <p>11.24 都銀11行、金利減免等債権を開示(不良債権残高13.5兆円、うち金利減免等債権5.4兆円)</p> <p>11.27 長期信用銀行3行および信託銀行7行、金利減免等債権を開示(不良債権残高10.2兆円、うち金利減免等債権5.3兆円)</p> <p>11.28 日本相互証券・業務検討委員会、銀行・証券両業界での合意を受け、国債取引(割引短期国債を除く)の決済方式を、従来の「5・10日決済」から「T+7のローリング決済(約定から7営業日後の毎営業日決済)」に移行することを決定(平成8年10月1日決済分<9月19日約定分>から実施予定)</p> <p>11.30 大蔵省、「「預金、貯金及び定期積金の商品性及びその取扱について」の一部改正について」通達の実施について」の事務連絡を発出(預金保険対象商品を明示したポスターの掲示開始日を平成8年1月4日に設定)</p> <p>11.30 福井県、福井県第一信用組合の処理方針を公表(福井銀行に事業譲渡)</p> <p>12.7 大阪府、大阪信用組合の処理方針を公表(東海銀行に事業譲渡)</p> <p>12.13 地方銀行および信託銀行、平成8年度第1四半期を目途としたCDオンライン提携実施を発表</p> <p>12.15 大蔵省、「証券分野の規制緩和等について」を発表(株式市場活性化<株式公開制度・取引所上場基準の見直し>、公社債市場の整備<発行・流通市場の整備、クロス・ボーダー取引の促進>、証券経営のリストラ支援措置等)</p>

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 長
<p>12.14 行政改革委員会（総理府内の第三者機関）、「規制緩和の推進に関する意見（第1次）－光り輝く国をめざして－」を首相に提出（銀行・証券・信託の業態別子会社の業務分野の規制緩和、CP発行適格基準・償還期限緩和、持株会社規制の廃止、大規模会社の株式保有総額規制の廃止等）</p> <p>12.25 政府、「当面の行政改革の推進方策について」（行革大綱）を閣議決定（規制緩和の推進、特殊法人等の改革推進、行政情報公開の推進・行政手続の適正化、行政組織合理化等を提言）</p>	<p>11.19 アジア太平洋経済協力会議（APEC）、「APEC経済首脳の行動宣言」・「大阪行動指針」を採択（94年ボゴール宣言＜先進国は2010年、開発途上国は2020年までに自由開放型貿易・投資体制を整備＞達成のための政策協調、経済・技術協力の推進等）</p> <p>12.12 パーゼル銀行監督委員会、マーケット・リスク規制の決定を公表（銀行に特にトレーディング業務を通じて負う価格リスクに対応した自己資本を確保させることを通じて、国際的銀行システムおよび金融市場一般の健全性、安定性の強化を企図）</p> <p>12.14 ボスニア・ヘルツェゴビナ包括和平協定調印</p> <p>12.15 ドイツ、公定歩合引下げ、3.5→3%</p>	<p>村 山 富 市</p>	<p>武 村 正 義</p>	<p>（第二十七代） 松 下 康 雄</p>

年号	日本銀行	金融一般
平成7年 (1995年)	<p>12.26 海外店考査等の改善・強化策について発表（海外店考査等の見直し＜在ニューヨーク主要邦銀支店の重点チェック、本店考査時における海外臨店の充実＞、考査手法の高度化＜マニュアル整備、汎用監査プログラムの活用、改訂版リスク管理チェックリストの開示＞、海外中央銀行等との連携強化）</p>	<p>12.19 東京証券取引所、株券上場審査基準等の改正、上場基準に関する特則の新設を正式決定（東証2部上場基準の緩和、2部特別市場の創設＜新規事業を想定、同時に大阪・名古屋両証券取引所も市場2部、新2部統合の上、上場基準緩和、市場第2部特別銘柄制度＜研究開発型ベンチャー企業等を対象＞を創設、96年1月1日同時施行）</p> <p>12.19 政府、「住専問題の具体的な処理方策について」を閣議決定（住専処理機構の設立、関係金融機関に対する支援要請、預金保険機構に住専勘定の設置と同勘定への6800億円の財政支出、日本銀行の同勘定への資金供与等の要請、債権回収の促進等）</p> <p>12.20 大蔵省、債権貸借取引の取引担保金に関する事務連絡を改正（取引担保金に対する付利制限の廃止、取引担保金額にかかる下限規制＜105%＞の廃止）</p> <p>12.22 金融制度調査会、「金融システム安定化のための諸施策」を蔵相に答申（不良債権問題の早期処理、金融機関経営の健全性確保、金融機関破綻処理方策＜破綻処理手続の整備、預金保険制度の見直し等＞の整備、信用組合の検査・監督充実・業態転換の検討、住専問題の早期解決等を提言）</p> <p>12.22 第一勧業銀行の信託子会社、営業開始（第一勧業信託銀行株式会社）</p> <p>12.26 大蔵省、「今後の金融検査・監督等のあり方と具体的改善策について」を発表（金融機関のリスク管理体制・内部管理体制の充実＜内部検査の充実、外部専門家による業務監査実施、市場リスク管理体制確立等＞、金融行政手法の抜本的見直し＜早期是正措置の導入および外部監査活用等＞、外国監督当局との一層緊密な情報交換の促進等）</p> <p>12.28 三和銀行の信託子会社、営業開始（三和信託銀行株式会社）</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行総
<p>12.27 公正取引委員会・独占禁止法第4章改正問題研究会、持株会社禁止制度の在り方に関する中間報告書を発表（事業支配力の過度の集中防止に反しない範囲内での同制度の見直しを基本的には是認）</p>	<p>12.18 BIS、主要26か国を対象とした金融派生商品市場取引高・残高の調査結果を公表（世界ベースでの想定元本ベース取引残高はOTC取引41兆ドル・取引所取引17兆ドル、1日平均取引高はOTC取引0.8兆ドル<マーケット別シェア：英国42%、米国20%、日本17%>取引所取引1.1兆ドル<同シェア：日本40%、英国22%、米国17%>等）</p>	<p>村 山 富 市</p>	<p>武 村 正 義</p>	<p>(第二十七代) 松 下 康 雄</p>

年号	日本銀行	金融一般
平成8年 (1996年)	<p>1. 8 国際局、「国際収支システム」稼働開始(統計作成事務の効率化を企図)</p> <p>1.16 都銀 9行を対象とした貸出限度額(クレジットライン)制度を廃止(貸出に依存しない資金供給・吸収を可能にし、オペ中心の金融調節を統行する意図に基づいた措置)</p> <p>1.25 貯蓄広報中央委員会(事務局・情報サービス局)、パソコン通信による情報提供サービス開始(日本銀行刊行物情報、金融経済情報、家計クリニック等)</p> <p>1.29 日本銀行法第25条に基づき、みどり銀行に対し劣後特約付貸付を実施(貸付金額1,100億円、期間10年間、2002年以降均等返済)</p> <hr/> <p>2.20 大蔵省およびその代理人としての日本銀行、アジア・オセアニア通貨当局との協力に関して発表(為替相場安定のため、新たに香港・シンガポールが日本の委託により自国市場でドル・円に係る為替介入を行うアレンジメントを設定)</p> <p>2.26 業務局、「日銀ネット国債付記登録システム」稼働開始(登録国債への担保権設定の機動化、担保繰りの順便化を企図)</p>	<p>1. 1 大蔵省、国内で発行される社債発行についての適債基準および財務制限条項を撤廃</p> <p>1. 1 債券貸借取引への現金担保付利制限撤廃(いわゆる「日本版レポ取引」の成立)</p> <p>1.16 金融制度調査会・金融機能活性化委員会、金融機関のトレーディング勘定への時価会計の導入について立法措置等を図ることを了承</p> <p>1.23 経済同友会の金融・資本市場委員会、「東京マーケットの将来ビジョン(資本市場を中心として)」と題する提言を発表(マーケット・メカニズムに基づいた自律的な市場の運営・管理、創造的な金融仲介機能の発揮、アジアのハブ・マーケットとしての機能発揮を企図した施策の必要性等を提言)</p> <p>1.29 みどり銀行、兵庫銀行から事業の全部を譲り受け、営業開始</p> <p>1.29 預金保険機構、みどり銀行に対し、4,730億円の金銭贈与を実施</p> <p>1.30 政府、「住専処理方策の具体化について」を閣議了解</p> <p>1.31 さくら銀行の信託銀行子会社、営業開始(さくら信託銀行<株>、設立は95年12月28日)</p> <hr/> <p>2. 2 大和銀行、米国監督当局の命令に従い、米国からの撤退手続きを完了(住友銀行との間で米国拠点の資産・営業等の譲渡契約を締結)</p> <p>2. 2 政府、「住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案」を閣議決定(金利体系の改善、特別割増貸付制度適用期限の延長等)</p> <p>2. 5 BANCS(都銀キャッシュサービス、都銀11行のCDオンライン提携ネットワーク)、平日(月～金)の稼働時間延長および祝日稼働を開始(平日<8:45～19:00→8:00～21:00>、祝日は1月1-3日、5月3-5日<日曜は稼働>を除く全日稼働)</p> <p>2. 8 大蔵省、「国際金融取引に係る規制緩和について」を発表(証券会社による非居住者投資家との円金利スワップ取引の解禁、居住者の対外ポートフォリオ投資用外貨建海外預金等の許可不要限度額の引き上げ等)</p> <p>2. 9 政府、「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案」を閣議決定</p> <p>2. 9 証券取引審議会、デリバティブ特別部会、「証券会社のトレーディング業務への時価法の導入について」を発表(わが国証券会社の業務の国際的競争力を維持するため、トレーディング業務への時価法を導入すべく早急に対応を図る必要がある旨提言)</p> <p>2.16 預金保険機構、コスモ信用組合から事業の全部を譲り受ける予定の東京共同銀行に対して、事業譲受日に1,250億円の金銭贈与を実施することを決定</p> <p>2.16 東京証券取引所、中期国債先物の取引を開始(標準物額面100円、年利6%、償還</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総 本銀行 行裁
<p>1.11 村山内閣総辞職、橋本龍太郎内閣成立 1.12 政府、「平成 8 年度税制改正の要綱」を閣議決定（所得税特別減税実施、土地・証券税制の減税方向での見直し等） 1.18 経済団体連合会、「魅力ある日本—創造への責任—」と題する経済社会の長期ビジョンをとりまとめ（2020 年を念頭に、「活力あるグローバル国家」を提唱、経済・技術、政治・行政、外交・国際交流、教育、企業の 5 分野にわたって実現のための課題を提言） 1.22 政府、「平成 8 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を決定（経済運営の重点として景気回復の確実化、経済構造改革の推進、国民生活の充実、行財政改革の推進、国際的役割の遂行等を指摘）</p>	<p>1. 3 中国人民銀行、全国35都市をつなぐインターネットバンク市場を創設 1.10 パーゼル銀行監督委員会、マーケット・リスク規制全文を公表（1997年末より実施） 1.12 中国民生銀行営業開始（95年 7月の商業銀行法制定後初の民営企業出資銀行） 1.20 G7（パリ）、議長総括（持続的成長と雇用促進、経済構造の重視等） 1.31 米国、公定歩合引き下げ、5.25→ 5%</p>			(第二十七代)
<p>2. 8 厚生省、厚生年金基金等の運用規制の緩和について発表（運用拡大と従来運用の区分撤廃、信託銀行の 5:3:3:2 規制の撤廃、国民年金基金の厚生年金なみの運用の自由化等） 2. 9 政府、「勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案」（財産形成貯蓄活用助成金制度〈仮称〉の創設、中小企業における財形事務の事務代行制度の創設等）</p>		橋本龍太郎	久保 亘	松下康雄
		(第一次)		

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成 8 年 (1996 年)	<p>3.18 調査統計局、「国内銀行」の集計概念を創設（「経済統計月報」3月号掲載分から公表開始＜従来の「全国銀行」に信託銀行子会社、外銀信託を追加＞）</p> <p>3.29 太平洋銀行の処理方針について対外発表（支援4行＜さくら、富士、東海、三和各銀行＞が太平洋銀行の事業を譲り受ける新銀行を設立する等）</p>	<p>期限5年等)</p> <p>2.16 短資協会、コール・手形取引につき1か月ターム別出来高累計を翌月第2営業日に公表すると発表（平成8年2月分より開始）</p> <p>2.19 生命保険協会、「魅力ある社債市場の形成に向けて」と題するレポートを発表（国内公募普通社債市場活性化のための課題・要望をとりまとめ、機関投資家の基本的な投資スタンスを提示）</p> <p>2.26 大蔵省、内国資産流動化証券の開示ルールに関する省令改正を発売（内国資産流動化証券を証券取引施行令に定める「特定有価証券」に指定等）</p> <p>2.26 大和銀行、米国連邦検察局との間で3億4,000万ドルの罰金を支払う旨の司法取引で合意</p> <hr/> <p>3. 4 全国銀行協会連合会、有価証券報告書における貸借対照表の注記事項として「金利減免等債権額」を開示することを決定（都銀、長期信用銀行、信託銀行は必須、その他の銀行は任意）</p> <p>3. 5 与党3党（自由民主党、社会民主党、新党さきがけ）、「住専問題に関する新たな措置について」を発表</p> <p>3. 5 全国銀行協会連合会、決済リスク検討特別部会の設置を決定（外国為替専門委員会の下部組織、金融機関の決済リスク対策の検討を目的）</p> <p>3. 6 あさひ銀行、信託銀行子会社を設立（あさひ信託銀行＜株＞、3月28日営業開始）</p> <p>3.11 （社）日本貿易会、「為替管理制度の抜本的見直しへの提言－過剰な規制の撤廃によりわが国経済の活性化を－」をとりまとめ（決済方法に関する規制の撤廃、資本取引に係る事前許可・届出制を事後報告制に移行すること等を提言）</p> <p>3.14 金融情報システムセンター（FISC）、電子決済に関する報告書を公表（電子決済実現に向けての課題についてとりまとめ）</p> <p>3.14 企業の資金調達円滑化に関する協議会（大手64社で組織）、「国際金融・為替取引の規制緩和に関する意見書」をとりまとめ（為銀集中主義の廃止、許可・事前審査付届出規制の撤廃を提言）</p> <p>3.15 大蔵省、CP等の取扱いに関する通達を一部改正（国内CPの期間拡大＜9か月以内→1年未満＞、発行適格基準の緩和等）</p> <p>3.15 大蔵省、「居住者ユーロ円債の還流制限の緩和等について」と題する事務連絡を発売（居住者ユーロ円債還流制限の緩和、居住者社債発行プログラムに係る格付取得の廃止等）</p> <p>3.15 全国銀行協会連合会、金融EDIの全銀協標準（マッチングキー方式）を決定し、「総合振込、入出金取引明細および振込入金通知に係る磁気テープおよびフロッピーディスク取扱基準の改正について」通達を出版（金融EDIへのニーズ＜売掛金消込</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日本銀行 総行裁
				(第二十七代)
<p>3.13 行政改革委員会、「官民活動分担小委員会」を設置(行政と民間の活動領域分担のあり方についての、専門的な調査・検討を目的)</p> <p>3.26 経済団体連合会、「連結納税制度導入に関する提言」をとりまとめ(連結納税制度の早期導入を提言した上でその基本的な仕組みを提示)</p> <p>3.26 経済団体連合会、「税制改革に関する提言」をとりまとめ(間接税の比率を高める方向での直間比率の是正、金融・証券税制改革の促進、土地税制等の見直し等を提言)</p> <p>3.28 住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会(自治省行政局長の私的諮問機関)、報告書をとりまとめ(住民記録台帳を基礎としたネットワークシステムの早期導入を提言)</p>	<p>3.17 アジア太平洋経済協力会議(APEC)の蔵相会議、共同声明を採択(現在のマクロ経済上の課題、金融資本市場、インフラ整備のための資金の動員、為替変動の貿易・投資に与える影響、以上4テーマにつき今後の安定的・協調的な制度整備等を提唱)</p> <p>3.27 BIS支払・決済システム委員会、「外為取引における決済リスクについて」と題する報告書を発表(民間部門と中央銀行の協力による外為取引の決済リスクくいわゆるヘルシュタット・リスク>の削減策を提示)</p> <p>3.29 EU加盟首脳、臨時欧州理事会を開催(将来のEU加盟国拡大に備えた欧州連合条約見直しのための政府間会議開会を宣言)</p>	橋 本 龍 太 郎	久 保 亘	松 下 康 雄
		(第一次)		

年号	日本銀行	金融一般
平成8年 (1996年)	<p>4.12 国際局、「海外経済動向」を作成(対外広報充実化の観点から4半期に1回発表)</p> <p>4.22 府中電算センターのバック・アップセンター(大阪支店内)設置・稼働開始(決済システムに関する災害対応、危機管理強化を企図)</p> <p>4.25 大蔵省およびその代理人としての日本銀行、アジア通貨当局(オーストラリア、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)との米国債レボ</p>	<p>業務の効率化>に対応。12月16日より実施)</p> <p>3.19 日本証券業協会、現金担保付債券貸借取引について、「債券貸借取引に関する基本契約書」(ひな型)の改訂を決定</p> <p>3.21 大蔵省、「対外決済に係る規制緩和及びいわゆる証券外為の拡大について」を発表(決済関係の規制緩和<交互計算制度の抜本的規制緩和、当事者間の相殺等の包括許可等>、証券外為関係の規制緩和<先物為替予約締結可能期間の拡大、通貨関連デリバティブ取引にかかる規制緩和等>)</p> <p>3.21 大蔵省、「証券分野における規制緩和の基本的方向」を公表(時価発行公募増資にかかるガイドラインの撤廃、私募債の発行制限の撤廃等)</p> <p>3.21 日本証券業協会、「エクイティ・ファイナンスの自由化とそれに伴うディスクロージャーの充実について」を発表(発行会社に対するディスクロージャーの充実・要諦、開示情報のフォロー・アップと結果公表等)</p> <p>3.22 外国為替等審議会(蔵相、通産相の諮問機関)・国際金融取引における諸問題に関する専門部会、「国際金融取引における現代的展開と取引環境の整備について-国際金融業務の新たな動きと規制緩和-」と題する中間報告を発表(決済・証券関係の外為規制の即時緩和の必要性等を指摘)</p> <p>3.25 東京共同銀行、コスモ信用組合の事業の全部を譲り受け</p> <p>3.26 預金保険機構、預金保険法第51条第1項の規定に基づき、保険料率引き上げ(0.012→0.048%)を決定</p> <p>3.29 大蔵省、「証券分野における規制緩和について」を発表(時価発行増資に係る規制の撤廃、私募債発行制限等の撤廃、自己責任原則の徹底による投資対象等の拡大、証券会社の店舗規制の原則撤廃等)</p> <p>3.29 政府、「貸付信託法第14条の規定により積み立てる特別留保金の限度及び積立の方法に関する政令の一部を改正する政令」を公布・施行(信託銀行が積み立てる貸付信託に係る特別留保金について積み立て上限を引き下げ)</p> <p>3.29 政府、「規制緩和推進計画の改定について」を閣議決定(95年3月31日決定の「規制緩和推進計画」を改定、平成7~9年度を対象として、厚生年金基金の運用規制緩和、大型私募債ルールの見直し、生・担保の子会社方式による相互参入等を追加)</p> <p>4.1 公正取引委員会、景品規則に関する告示・運用基準の改正を実施(一般懸賞の景品額の上限金額を引き上げ<5→10万円>、「総付景品」上限額撤廃<商品等の取引額の10%まで容認>、オーブン懸賞の上限金額引き上げ<100→1,000万円>)</p> <p>4.1 政府、「特定債権等に係る事業の規制に関する法律(特債法)」の一部を改正する政令を施行(特債法の対象となるリース・クレジット債権に係る資産流動化証券<い</p>

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 裁
		橋 本 龍 太 郎 (第 一 次)	久 保 亘	(第 二 七 代) 松 下 康 雄
<p>4. 1 新保険業法施行 (保険会社の固有業務と付随業務に加え、法定他業として公共債ディーリング、社債の募集または管理の受託等ができる旨、規定)</p> <p>4. 23 電子商取引環境整備研究会 (通産省)、「電子商取引に関する検討課題について」と題する中間報告を公表 (電子商取引における各ビジネスプロセスおよび電子商取引全般において問題となりうる課題と論点を列挙・整理)</p>	<p>4. 1 中国人民銀行、新規に導入された期間3年以上の定期預金に対するインフレ補填制度を廃止</p> <p>4. 1 韓国、民間投資家の海外証券取引の自由化を実施 (投資額上限の撤廃、指定証券取引所制度の廃止等)</p> <p>4. 1 中国国務院、外国為替管理条例を施行 (外国為替管理規制緩和、外貨取引を外国為替指定銀行に一元化等)</p> <p>4. 9 中国人民銀行、国債を対象とした公開</p>			

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成 8 年 (1996 年)	<p>取引アレンジメントにつき発表</p> <p>4.26 コスモ信用組合の処理方策の一環として、同信用組合の事業の全部譲り受けを行う東京共同銀行に対し、200億円程度の収益効果を想定した貸付を実行(貸付金額2,200億円、貸付期間5年、貸付利子歩合年0.5%)</p> <hr/> <p>5.17 情報サービス局、パソコン通信を利用した情報提供サービスを開始(金融政策関連情報、統計情報、情勢判断等)</p> <p>5.24 リスク管理チェックリストを改定、審査先金融機関へ送付(経営・内部管理、融資、市場・ALM、事務・EDPの4業務分野別にチェックリストを改め、チェックポイントレベルも高めに設定)</p>	<p>わゆるABS、ABCPの導入が実現)</p> <p>4.1 SOCS(信託銀行オンラインキャッシュサービス)加盟の信託7行、地銀および第二地銀とのCD・ATMオンライン提携を開始</p> <p>4.1 三菱銀行と東京銀行が合併、東京三菱銀行として発足(異種金融機関の合併は「金融機関の合併及び転換に関する法律第3条に基づくもの。総資産は約77兆円余)</p> <p>4.8 東京金融先物取引所(TIFFE)「TIFFE-SPAN」と称する証拠金制度を新たに導入(シカゴ・マーカンタイル取引所<CME>の「SPAN」をTIFFEが修正)</p> <p>4.12 山陽信用組合、けんみん大和信用組合、不良債権を新たに整備される整理回収銀行に引き継いだうえで、淡陽信用組合に事業を譲渡、解散することを発表</p> <p>4.15 電子決済、電子現金とその利用環境整備に関する調査研究会(郵政省電気通信局長の私的研究会)、「暗号政策と電子現金」と題する報告書を取りまとめ(暗号技術と認証機関の役割につき記述)</p> <p>4.16 全国銀行協会連合会、「公的金融システムの改革へ向けて」と題する報告書を発表(本来の役割を超えた公的金融システムの活動が金融自由化促進や資金の効率的運用等に対するマイナス要因であることを指摘、公的金融の縮小、ディスクロージャーの拡充等を提言)</p> <p>4.24 日本証券業協会、「有価証券の引受けに関する規則」の一部改正および「引受けに際し会員が遵守すべき発行会社の利益配分に関する事項について」(利益配分ルール)の廃止を発表(これを受け大蔵省は同日、時価発行公募増資のガイドライン撤廃を発表)</p> <hr/> <p>5.15 経済団体連合会、「我が国産業の活性化と金融・資本市場の空洞化対策」を取りまとめ(真の国際金融センターの実現、通貨の多様化、貿易・国際投資の採算性に関する不確実性の減少、円の国際化の実現等を提唱)</p> <p>5.15 地方銀行協会、「新しい時代に求められる公的金融の役割—小さな政府の実現にむけて—」を発表(公的金融が民間活力を阻害していること、わが国全体の資金配分を非効率なものとしていることを指摘。中立的かつ公的な第三者機関として首相直轄の「財投改革委員会」(仮称)の設置による公的金融システムの見直し等を提言)</p> <p>5.28 社債受渡し・決済制度研究会(大蔵省証券局長の私的研究会)、「社債受渡し・決済制度の改善に向けて—国際的な水準の流通市場の構築を目指して—」と題する報告書を発表(決済迅速化のための登録済廃止、取引当事者等と登録機関を結ぶオンライン・ネットワークおよびその中継機関創設等を提言)</p> <p>5.31 企業の資金調達の日滑化に関する協議</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日経 日本銀行 總裁
	<p>市場操作を開始</p> <p>4.18 ドイツ、公定歩合引き下げ 3→2.5%</p> <p>4.21 G7 (ワシントン)、議長総括 (インフレなき成長の持続と財政赤字削減、雇用拡大、景気回復のための政策採用の必要性等)</p> <p>4.22 英国の銀行間決済システム CHAPS、時点ネット決済から即時グロス決済に移行</p> <p>4.29 バーゼル銀行監督委員会、外為フォワード取引に係るマルチラテラル・ネットティングに係るバーゼル自己資本合意の解釈を提示</p>	橋本龍太郎	久保亘	(第二十七代) 松下康雄
<p>5.10 (財) 企業活力研究所 (通産省の関連団体)・企業組織と税制のあり方に関する研究会、連結納税制度導入に関する報告書を取りまとめ (既に欧州先進国において幅広く採用されている連結納税制度の導入を提言)</p>	<p>5.21 バーゼル銀行監督委員会および証券監督者国際機構 (IOSCO)、銀行・証券両監督当局間の協調に関する報告書を公表</p>	(第一次)		

年号	日本銀行	金融一般
平成8年 (1996年)		<p>会、「金融・証券・外為分野における規制緩和に関する意見書」を大蔵省等に提出(企業年金制度、外国為替関連諸制度等の見直し、金融業者関連規制、証券投資信託関連規制等の規制緩和等を要望)</p> <p>6.3 公正取引委員会、「銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の変更を認定、告示・施行(一般懸賞上限の引き上げ<5→10万円>等)</p> <p>6.6 わかしお銀行、太平洋銀行の事業の全部譲受を目的として設立</p> <p>6.11 富士銀行、信託銀行子会社を設立(富士信託銀行<株>、6月28日営業開始)</p> <p>6.11 証券取引審議会、「証券取引所における先物・オプション取引のリスク管理の改善について」と題する報告書を発表(会員証券会社の経営破綻時のリスク波及を避ける観点から、取引証拠金計算方法の改善、証拠金および値洗資金の差入期限の短縮、追いつき制度見直し、委託証拠金計算方法の合理化等を提言)</p> <p>6.13 与党「金融行政をはじめとする大蔵省改革プロジェクト・チーム」、「新しい金融行政・金融政策の構築に向けて」と題する金融改革の基本方針をとりまとめ(譲渡船団方式との訣別・金融行政の透明性の確保、自己責任原則の確立、厳正な検査・監督体制の確立、日本銀行法の改正、21世紀を展望した金融システムの構築等)</p> <p>6.14 東証正会員協会・経営研究委員会、「株券委託手数料自由化問題について」と題する報告書をとりまとめ(手数料自由化の進め方につき、段階的自由化、一定の対応期間を置いたうえで一気に自由化を進める両案を併記しつつ、業務自由化等を含めた総合的な検討の必要性を指摘)</p> <p>6.17 外国為替審議会、国際金融取引における諸問題に関する専門部会、最終報告書「国際金融取引における現代的展開と取引環境の整備ー外国為替管理制度の抜本的な見直しについてー」を了承、発表(外国為替管理制度における許可・届出制度の廃止、有事規制を効果的に実施しうるメカニズムの確保、取引内容報告の義務化、通貨主権に基づく規制の廃止、電子マネー導入に係る制度的環境整備についての検討等を提言)</p> <p>6.19 政府および与党、住専処理に関する「新たな寄与」についての声明発表</p> <p>6.19 日本証券業協会、「株式店頭市場の流通面における改善策等について」を公表(信用取引制度、発行日取引制度、借り株制度の導入を要具体化案件として指摘)</p> <p>6.20 「財政投融資の将来」研究会(大蔵省理財局長の私的研究会)、報告書をとりまとめ、「財政投融資分野の限定(受益者負担を求めべき政策分野、自助努力が期待される政策分野、市場メカニズムになじまない政策分野、政策的に民間経済活動を奨励・補完すべき政策分野)」等を提言</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日本銀行総裁
<p>6.19 厚生年金基金連合会、「わが国における受託者責任の確立に向けて（第一次報告）」をとりまとめ（年金基金における受託者責任の明確化、関係者の責任分担に関して提言）</p> <p>6.24 厚生年金基金制度研究会（厚生省年金局長の私的研究会）、報告書を取りまとめ（同基金制度の見直し＜受給権保全のための仕組みの充実、自己責任原則による同基金運営の推進、基金財政・資金運用についての徹底した情報開示＞）</p> <p>6.25 政府、消費税および地方消費税の税率について閣議決定（平成 9 年 4 月 1 日から、消費税と地方消費税を合わせた税率を 5% とすること）</p>	<p>6.17 韓国、「金融市場開放日程」を発表（外国人の株式保有比率の上限引き上げ＜～2000年＞、外国人の 100% 出資による銀行・証券会社の設立許可＜1998 年＞）</p> <p>6.21-22 EU 加盟国首脳、欧州理事会（欧州サミット）を開催（失業対策の優先、1999 年 1 月 1 日に通貨統合を実施することに関しての再確認等）</p> <p>6.28 先進国首脳会議（フランス・リヨン・サミット）、経済宣言を採択（マクロ経済政策での協調、雇用問題への取り組みの強化、開発のために新たなグローバル・パートナーシップを維持する必要性等）</p>	<p>橋 久 本 保 龍 亘 太 郎 郎 亘 （第一次）</p>	<p>松 下 康 雄</p>	<p>（第二十七代）</p>

年号	日本銀行	金融一般
平成8年 (1996年)	<p>7.1 業務局、「新海外預り金等計理システム」稼働開始</p> <p>7.5 復興支援貸出の延長について発表(被災地域に営業店を有する金融機関のうち希望する先に対して総額5,000億円を限度に公定歩合を適用しての貸出を7月12日より原則1年間延長)</p> <p>7.26 預金保険機構に対する資金拠出を実行(特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第25条第1項に基づき、1,000億円を拠出)</p> <p>7.26 調査統計局、短観や卸売物価指数等の統計公表方法につき、公表日を極力繰り上げるとともに、公表時刻を原則午前11時とすることを決定</p>	<p>6.21 「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」、「預金保険法の一部を改正する法律」、「農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律」、「特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法」公布・施行、また「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」、「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」を公布</p> <p>6.21 企業会計審議会、金融商品・企業年金・研究開発費等の会計処理のあり方を検討する「特別部会」の設置を決定</p> <p>6.24 預金保険機構、預金保険法の改正、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の施行を受け、定款・業務方法書を変更</p> <p>6.24 預金保険機構、福井県第一信用組合から事業の全部を譲り受ける予定の福井銀行に対して、事業譲受日に6億2,000万円の金銭贈与を実施することを決定</p> <p>6.28 住友銀行、信託銀行子会社を設立(すみぎん信託銀行<株>、7月23日営業開始)</p> <p>6.28 ネットワーク化社会における個人金融サービスの在り方に関する調査研究会(郵政省貯金局長の私的研究会)、報告書を取りまとめ(民間金融機関と郵便貯金のATM・CDネットワークの相互接続等を提案)</p> <p>6.28 大蔵省、銀行局長通達「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」を一部改正(市場関連リスク管理のあり方と内部検査の留意事項を新たに組み込むこと等)</p> <hr/> <p>7.3 大蔵省、デリバティブ取引等の開示の充実を図るため、財務諸表等規則等を一部改正(ディスクロージャーの範囲拡大、ディスクロージャー内容の充実等)</p> <p>7.9 全国銀行協会連合会、「内部検査部門が実施する業務監査の外部監査人によるチェックについて」と題するガイドラインを作成(銀行の海外支店における外部監査のためのもの。デリバティブ取引等市場関連業務を特に重視)</p> <p>7.22 預金保険機構、①特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第9条に基づく民間金融機関からの資金拠出による金融安定化拠出基金の設置、②同法第3条に基づく住宅金融債権管理機構への2,000億円の出資(同基金および日本銀行からの資金拠出それぞれ1,000億円が財源)を決定</p> <p>7.23 経済同友会、「『公的金融・財政投融资』の改革に向けて」を公表(公的部門の情報開示の充実・徹底や、公的金融・財政投融资を「財政」「金融」に極力分離する必要性等を指摘)</p> <p>7.25 行政改革委員会・規制緩和小委員会、規制緩和に関する論点を公開(金融・証券・保険関連では、適格退職年金資産運用規制の緩和、外国為替管理制度の抜本的見直し</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日本銀行 行裁
				(第二十七代) 松 下 康 雄
<p>7. 5 全国農業協同組合中央会、JA組織整備・経営改革推進本部、「JA改革の取り組み指針」を公表(県連と全国連の統合スキームを具体化<2000年を統合の目途とすること等>、経営刷新の取り組み目標を設定)</p> <p>7.10 財政制度審議会(蔵相の諮問機関)、「財政構造改革に向けての中間報告」と題する報告書を発表(財政構造改革の必要性、財政健全化に取り組むに当たっての目標・手法、および財政の関与すべき分野や守備範囲の見直しについてとりまとめ)</p> <p>7.11 産業構造審議会(通産相の諮問機関)・産業資金部会、「産業金融の現状と課題」と題する提言を通産相に提出(産業金融効率化を企図した規制緩和の推進および政策金融の見直し等を提言)</p> <p>7.12 経済審議会(首相の諮問機関)・行動計画委員会、金融等6分野の規制緩和に関するワーキング・グループの設置を決定(高度情報通信、物流、金融、土地・住宅、医療・福祉を対象)</p> <p>7.24 行政改革委員会・官民活動分担小委員会、「論点整理」を公表(基本的視点として市場メカニズムの優位性、官民の活動分担を判断する際の原則等を列挙)</p>	<p>7. 1 F A T F (金融活動作業部会、1989年、サミット参加国等26か国およびEU等2国際機関で構成)、マネー・ロンダリング防止に係る「40の勧告」を改訂(マネー・ロンダリングの前提犯罪の拡大、勧告適用範囲の非金融業者への拡大等)</p> <p>7. 1 中国人民銀行、外資企業が全国において銀行を相手方とする為替取引を行うことを許可</p> <p>7. 4 フランス、「金融活動の近代化に関する1996年7月2日法96-597」発効(1993年5月採択の欧州投資サービス指令に対応したもの。既存の金融機関を、金融機関と投資サービス業者の2業態に再分類)</p> <p>7.18 G10諸国中央銀行、「グローバルなデリバティブ市場統計の改善に関する提案」と題する報告書を公表(BIS・ユーロカレンシー・スタンディング委員会ワーキング・グループ<吉田委員会>の作成にかかるもの。各国主要ディーラーからのデリバティブ商品に関するデータの定期的収集の枠組み等を提示)</p> <p>7.18 韓国、国内銀行による在外支店開設に関する規制緩和を発表(在外支店開設申請手続きの簡便化等)</p>	(第一次)	橋 久 本 保 龍 巨 太 郎	松 下 康 雄

年号	日本銀行	金融一般
平成 8 年 (1996 年)	<p>8.30 金融研究所、インターネット上の金融研究所ホームページにバーチャル・ミュージアムを開設</p> <p>9.25 預金保険法附則第20条第2項に基づき、預金保険機構に対して整理回収銀行への出資を実施するための資金の一部として 197 億円の貸付を実行</p> <p>9.25 金融システムの安定化および内外からの信頼性確保に資することを目的として、(社)新金融安定化基金が設立されるに当たり、同社団法人に金融機関の資本基盤の構築等を支援する事業に活用される勘定に充てる資金として、日本銀行法第25条に基</p>	<p>等 9項目を列挙)</p> <p>7.25 日本公認会計士協会、「銀行の海外支店監査に関する実務指針」を公表(本邦監査人の責任、内容監査担当者等の結果報告の利用等、銀行の海外支店に係る財務諸表監査実施上の留意点を列挙)</p> <p>7.26 (株)住宅金融債権管理機構、設立</p> <p>7.29 都銀懇話会(都銀10行で構成)、47項目の規制緩和要望をとりまとめ(金融サービス機能の充実、銀行経営の効率化)</p> <p>7.30 日本証券業協会、投資クラブのモデル規約を作成の上、会員証券会社に連絡(民法上の組合として組成されていること、一部メンバーに対する選用の委任が行われていないこと等がクラブの条件)</p> <p>7.31 中央銀行研究会(第1回)を開催(計10回にわたり討議)</p> <p>8. 1 農政審議会、「信用事業を中心とする農協系統の事業・組織の改革の方向」と題する報告書を農林水産相に提出(単位農協の広域合併、県連・全国連の統合、責任ある業務執行体制の確立、剰余金処分に際しての内部留保優先・最低出資金制度導入等自己資本・内部留保の充実、資金運用の拡大、等を提言)</p> <p>8. 1 東京証券取引所、正会員の売出し等への参加に係る承認につき、基準を明確化(売出し目的に上場有価証券の流動性向上を追加、売出人は特別利害関係者・大株主上位10名に基準緩和等)</p> <p>8. 6 東京海上火災、損保子会社を設立(東京海上あんしん生命保険、10月1日営業開始)</p> <p>8. 7 預金保険機構、太平洋銀行から事業の全部を譲り受けるわかしお銀行に対して、事業譲渡日に 1,170億円の金銭贈与を実施することを決定</p> <p>8. 8 生保 6社・損保10社、おのおの損保・生保子会社を設立(10月1日営業開始)</p> <p>8.12 都銀10行、他行カード振込業務を開始(顧客向けサービス向上を企図)</p> <p>8.19 福井銀行、福井県第一信用組合の事業の全部を譲受</p> <p>8.29 預金保険機構、①(株)整理回収銀行との協定締結、②「住専処理に係る基本協定」への同意、③組織改編、等を決定</p> <p>8.31 住宅金融債権管理機構、住専 7社と財産譲渡契約を締結(住専 7社は同日解散<財産譲渡は10月1日付>)</p> <p>9. 2 東京共同銀行、商号・組織を変更、整理回収銀行へ改組</p> <p>9. 9 大蔵省、貸金業への監督強化や登録における厳正化等を命ずる通達を发出(信用情報の不正盗用等貸金業登録業者による不正事件多発に対応)</p> <p>9. 9 経済団体連合会、「日銀法改正問題に関する考え方」と題する提言をとりまとめ(日本銀行は物価の安定、決済システムの安定を役割とし、法的独立性を確保するこ</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
	<p>7.19 第1回東アジア・太平洋地区中央銀行役員会議(EMEAP)・総裁会議開催(11の中央銀行総裁が参加、"Financial Market Development""Central Banking Operations"2つのワーキング・グループおよび「銀行監督」に関するスタディ・グループ設置で合意)</p>			(第二十七代)
<p>8.27 厚生省、年金局長の私的研究会として「厚生年金基金の資産運用に係る受託者責任ガイドライン研究会」を設置</p> <p>8.29 生命保険協会、生保業務に関し、9項目の規制緩和要望を蔵相に提出(インパクト・ローンに係る規制緩和、ユーロ円預金口座数制限撤廃等、資金運用関連事項が中心)</p>		橋本龍太郎	久保亘	松下康雄
<p>9.12 資金調達円滑化に関する協議会(大手71社で組織)、「企業年金に関する要望書」をとりまとめ(運用に関する規制撤廃、企業年金制度設計の弾力化、確定拠出型年金の導入等)</p>	<p>9.9 BIS理事会、新規加盟先を決定(ブラジル、中国、香港、インド、韓国、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール)</p> <p>9.28 G7(ワシントン)、議長総括(インフレなき成長持続のための政策の継続、財政赤字の削減、投資・雇用の創出、国際金融市場のリスクに対処する手段を向上させる必要性等)</p>	(第一次)		

年号	日本銀行	金融一般
平成8年 (1996年)	<p>つき、1,000億円拠出することを決定した旨を発表</p> <p>10.1 業務局、「新国庫国債事務取扱手数料等システム」稼働開始（対代理店支払手数料算定、大蔵省より受領する国債手数料の算定等のシステム化）</p> <p>10.14 業務局、「新本店国庫記帳システム」稼働開始（各種月計突合表合計書等の全店集計事務を合理化）</p> <p>10.17 マネーサプライ統計の季節調整方法をX-11からX-12-ARIMAに変更</p> <p>10.22 蔵相に対し、山陽信用組合及びけんみん大和信用組合の処理方策の必要性に関し意見を申述（両信組の淡陽信組への事業譲渡による処理は、資金援助に要すると見込まれる費用が保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を上回るため、蔵相が預金保険法附則第16条の規定に基づいて日</p>	<p>と、アカウントビリティを強化すること等)</p> <p>9.11 日本電信電話（株）、日本銀行金融研究所との共同研究の成果を取り入れて、新たな電子マネー実験システムを開発したことを発表</p> <p>9.17 わかしお銀行、太平洋銀行の事業の全部を譲受</p> <p>9.18 大蔵省の「新しい金融行政のあり方について検討するプロジェクト・チーム」、「新しい金融行政のあり方について」と題する報告書を取りまとめ（市場参加者における自己責任原則の徹底、透明性の高い金融システムの構築、制度の企画・立案といった機能別の体制に立って制度・インフラの整備を横断的に行うこと等）</p> <p>9.18 横浜銀行、全国信用金庫連合会、それぞれ証券子会社を設立（横浜シティ証券<株>、しんきん証券<株>、11月1日営業開始）</p> <p>9.19 国債取引（割引短期国債を除く）決済方式が19日約定分（10月1日決済分）より「5・10日決済」から「T+7日のローリング決済」に移行</p> <p>9.25 与党の「金融行政をはじめとする大蔵省改革プロジェクトチーム」、「大蔵省改革についての報告」を公表（金融関係部局の再編・縮減、金融の検査および監督体制のあり方、日本銀行法の改正と独立性の強化等）</p> <p>9.25 預金保険機構、整理回収銀行に1,200億円を出資</p> <p>9.25 社団法人新金融安定化基金、設立</p> <p>9.30 大蔵省、「経営の改善を要する銀行に対する経営改善計画の拠出等について」と題する銀行局長通達を发出（一定の選定基準に該当した場合には経営改善計画の提出を求めること等）</p> <p>9.30 企業の資金調達円滑化に関する協議会（大手71社で組織）、「金融・証券分野における規制緩和に関する追加意見書」を取りまとめ（証券市場における取引所集中主義の見直し、損害保険料率に関する規制の撤廃、商品設計の自由化等）</p> <p>10.17 経済審議会（首相の諮問機関）・行動計画委員会・金融ワーキンググループ、「わが国金融システムの活性化のために」と題する報告書を取りまとめ、同委員会に提出（わが国の金融システムの現状と課題を踏まえた上で、大幅な規制緩和施策等を提示、その実施時期を明示）</p> <p>10.22 全国銀行協会連合会、決済システム専門部会を設置</p> <p>10.28 経済団体連合会、「規則の撤廃・緩和等に関する要望」を取りまとめ（金融・証券・保険分野については、業務分野規制の見直し、企業年金に係る資産運用規制の緩和、証券業の免許制から登録制への移行等を要望）</p> <p>10.28 預金保険機構、山陽信用組合およびけん</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日本銀行 総裁
		橋 久	本 保	龍 亘
<p>10. 7 今後の経済政策の在り方に関する研究会（経済企画庁調整局長の私的研究会）、報告書をとりまとめ（情報開示、財政投融资の効率化、世代間の公平性確保、財政赤字削減、規制緩和の推進、中央銀行の独立性の強化等について提言）</p>	<p>10. 8 バーゼル銀行監督委員会、「クロスボーダー銀行業務の監督に関する報告書」を公表（国際的な銀行監督に係る「最低基準」を実施に移していくうえでの問題点の解決に向けた具体的提言）</p> <p>10.14 フィンランド、EUの為替相場メカニズム（ERM）に参加（ERM参加国はギリシャ、英国、スウェーデンを除く12か国に）</p>	太郎	（第一	次）
				<p>（第二十七代）</p> <p>松 下 康 雄</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成 8 年 (1996 年)	<p>本銀行に対し意見を照会)</p> <p>11. 1 B I S の株式 8,000株を引き受け</p> <p>11. 7 短観や卸売物価指数等の公表時刻を原則として午前 8時50分に繰り上げ</p> <p>11.12 中央銀行研究会の報告書の公表を受け、これを踏まえた政策・業務運営のあり方についての見直し等を公表</p> <p>11.15 情報サービス局、インターネット上にホームページ開設(国内外への金融経済、日本銀行関連情報の提供を企図)</p> <p>11.21 阪和銀行について対外公表(大蔵大臣は、同行に対し預金払戻し等を除く業務の停止命令を発出。日本銀行は同行に係る処理方策が実施されるまでの間、同行に対し預金の払戻し資金が不足する場合には、日本銀行法第25条に基づく融資を行う旨等)、また日銀ネット業務規制を実施(阪和銀行を当事者とするオンライン取引を原則停止)</p>	<p>みんな大和信用組合の淡陽信用組合への事業の全部譲渡に関して、山陽信用組合から33億円の資産を、けんみん大和信用組合から38億円の資産をそれぞれ買取り(整理回収銀行へ委託)、淡陽信用組合に対して、237億円の金銭贈与を事業譲渡日に実施することを決定</p> <p>11.1 SOCS(信託銀行オンラインキャッシュサービス)加盟の信託 7行、信用金庫・信用組合・労働金庫・系統農協 4業態との間でCD・ATMのオンライン提携を実施することを合意(97年 5月19日を目途)</p> <p>11.5 淡陽信用組合、山陽信用組合およびけんみん信用組合の事業を譲受(両信用組合の不良資産は整理回収銀行が買取り)</p> <p>11.5 東京金融先物取引所(TIFFE)、1日の取引時間を30分延長(7時間→7時間30分)</p> <p>11.5 日本証券業協会、「証券会社の普通社債(SB)の発行に関する確認事項」を発出(証券会社がSB発行可能である旨を各証券会社に通知)</p> <p>11.8 大阪府知事、三福信用組合に対し預金の払戻し等を除く業務の停止を命令</p> <p>11.11 首相、蔵相等に対し、「我が国金融システムの改革～2001年東京市場の再生に向けて～」と題する改革案の検討を指示(Free, Fair, Globalを改革の3原則とし、2001年までにニューヨーク、ロンドン並みの国際金融市場となって再生することを目指すこと等)</p> <p>11.11 金融情報システムセンター(FISC)、「総合的リスク管理勉強会報告書」を公表(リスク計測手法や管理体制等、幅広い視野に立った金融機関の統合的リスク管理への取組みのポイントを紹介)</p> <p>11.12 中央銀行研究会(首相の私的諮問機関)、「中央銀行制度の改革ー開かれた独立性を求めてー」と題する報告書を首相に提出(日本銀行の独立性と政策運営の透明性確保の観点から、日本銀行のあり方について、基本的な指針を提示)</p> <p>11.13 大蔵省、銀行局長通達「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」等を一部改正(届出事項の整理・簡素化、苦情処理体制の充実・強化)</p> <p>11.19 金融制度調査会、日本銀行法改正小委員会の設置を決定</p> <p>11.21 蔵相、阪和銀行に対し預金の払戻し等を除く業務の停止を命令</p> <p>11.21 金融調査研究会、「公的金融・財政投融資改革の方向ー市場規律と財政規律の確立を目指してー」と題する報告書を発表(公的金融・財政投融資システムの負債サイドの改革<市場規律の貫徹>、資産サイドの改革<財政規律の維持>を提言)</p> <p>11.26 金融制度調査会、日本銀行法改正小委員会(第1回)を開催(計10回にわたり討議)</p> <p>11.26 東京銀行協会、外国為替円決済制度の決</p>

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 裁
<p>11. 7 第 2 次橋本内閣成立</p> <p>11.15 厚生年金基金連合会、「企業年金の将来像」と題する報告書を取りまとめ（厚生年金基金・税制適格年金を企業年金制度として統合するなどの改革の方向を提言）</p> <p>11.15 生命保険協会、「わが国生命保険事業における官業のあり方～簡易生命保険事業改革への提言～」を公表（国営制度としての簡易保険事業の存続の意義を否定、抜本的見直しによる簡易保険事業の縮小・廃止あるいは分割・民営化の必要性を提言）</p> <p>11.21 「総理府本府組織令の一部を改正する政令」・「行政改革会議令」が公布・施行（「行政改革会議」が首相直属機関として発足）</p> <p>11.25 産業構造審議会・基本問題小委員会、審議の中間とりまとめを公表（新規産業の創出、国際的産業立地競争力のある事業環境の整備、高齢社会と経済活力維持の両立に向けた公的分野の見直し・効率化等）</p> <p>11.26 政府税制調査会・法人課税小委員会、法人課税に関する報告書を取りまとめ（長期金融商品に係る収益計上方法の検討、引当金等の廃止も含めた見直し、租税特別措置等の見直し、金融派生商品取引に時価基準を採用することの検討等の必要性を指摘）</p>	<p>11. 6 EMI（欧州通貨機構）および欧州委員会、EMU第3段階移行（1999年1月予定）に向けたEU各国の経済収斂基準の達成状況を発表</p> <p>11. 7 バーゼル銀行監督委員会および証券監督者国際機構（IOSCO）、「銀行および証券会社のトレーディングおよび派生商品取引に関するディスクロージャー・サーベイ」を公表</p> <p>11.11 BIS、「電子マネーの発展が中央銀行にもたらすインプリケーション」と題する報告書を取りまとめ（電子マネーの安全性、法的問題、金融政策・シニョレッジ、発行者問題に対するインプリケーション等）</p> <p>11.25 EUのERM内でのイタリア・リラ介入履行義務が復活</p>	橋 本 龍 太 郎 (第 一 次)	久 保 亘	(第 二 十 七 代)
		橋 本 龍 太 郎 (第 二 次)	三 塚 博	松 下 康 雄

年号	日本銀行	金融一般
平成8年 (1996年)	<p>12. 6 日本銀行当座預金の決済を「即時グロス決済(RTGS)」に一本化するための提案「日本銀行当座預金決済の「RTGS化」について」を公表(2000年を目標に「時点決済」から「RTGS」に移行する方針を表明)</p> <p>12.13 「阪和銀行問題の対応策(骨子)」を対外公表(日本銀行が資金を拠出する<社>新金融安定化基金<第一勘定>が阪和銀行の事業を譲り受ける新銀行設立のため、100億円の出資を行うことに同意等)</p> <p>12.20 日本銀行券発行限度51兆円に改定(従来は47兆2000億円)</p> <p>12.20 蔵相に対し、大阪信用組合(95年12月に経営破綻表面化)の処理方策の必要性に関し意見を申述(預金保険法附則第16条の規定に基づく蔵相の意見照会に対する回答)</p>	<p>済リスク削減策の基本方針をとりまとめ(決済リスク管理にかかる国際的基準<ランファルシー基準>に準拠し、マルチラテラル・ネットワーキング・スキームの法的有効性の確保、エクスポージャー削減策の遂行、デフォルト発生時のファイナリティー確保等)</p> <p>11.27 日本長期信用銀行、信託銀行子会社を設立(長銀信託銀行<株>、12月11日営業開始)</p> <p>11.29 証券取引審議会・総合部会、証券市場改革に関する「論点整理(要約)」を公表(証券市場を金融市場の中核市場とし、かつ東京市場をニューヨーク、ロンドン市場と遜色のない競争力をもつ国際的な市場とするといった改革の目標等)</p> <p>12.10 経済団体連合会、「財政民主主義の確立と納税に値する国家を目指して—財政構造改革に向けた提言—」と題する意見書を公表(1997年度以降10年間を目途に財政再建を達成するために、一般政府の「支出額の対GDP比率」等の数値目標の設定、「財政構造改革法(仮称)」の制定等を提言)</p> <p>12.11 証券取引審議会・デリバティブ特別部会、「証券取引所における個別株式オプション取引の導入について」を公表(同取引導入の意義、同取引導入に当たっての留意点<ディスクロージャーの充実、同取引の仕組みの周知等>等)</p> <p>12.12 財政制度審議会、「財政構造改革特別部会最終報告—活力ある21世紀への条件—」をとりまとめ(2005年までのできるだけ早期に、国・地方合わせた財政赤字の対GDP比率を3%以内にする、今後2~3年間に歳出<国債費を除く>を歳入と均衡させる、国・地方各々の毎年の一般歳出伸び率を名目成長率より相当低く抑えること等を提言)</p> <p>12.13 大蔵省、「阪和銀行問題の対応策(骨子)」を対外公表(<社>新金融安定化基金の第一勘定から100億円の出資を行い、同行の事業を譲り受ける新銀行を設立。預金保険機構は新銀行に対し、阪和銀行の資産の全額買取りを含む資金援助を実施。買取り資産の管理・回収を整理回収銀行に委託等)</p> <p>12.16 行政改革委員会、「規制緩和の推進に関する意見(第2次)—創意で造る新たな日本—」を首相に提出(適格退職年金の規制緩和、外為制度の抜本的見直し、株式に関する規制緩和等)</p> <p>12.19 政府、「財政健全化目標について」を閣議決定(平成17年度までのできるだけ早期に国及び地方の財政赤字対GDP比率を3%以下とする、特例公債依存から脱却する、国債費を除く歳出を租税等の範囲内とする、歳出全般について聖域を設けず見直しを実施すること等)</p> <p>12.24 自由民主党、社会民主党、新党さきがけの与党3党、「金融行政機構等の改革につ</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	総日本銀行裁
				(第二十七代)
<p>12. 3 経済審議会、「6分野の経済構造改革」をとりまとめ(高度情報通信、物流、金融、土地・住宅、雇用・労働、医療・福祉の6分野につき、市場原理貫徹、業種・国境を超えた競争確保等の必要性を指摘)</p> <p>12. 3 経済審議会、「『構造改革のための社会経済計画-活力ある経済・安心できる暮らし-』の進捗状況と今後の課題」と題するフォローアップ報告書を首相に答申(今後求められる改革の方向性、諸施策の推進により成長が期待できる分野の動向の整理、住宅・社会資本整備の推進に向けた施策の実施状況などを報告)</p> <p>12. 6 持株会社解禁に伴う労使関係専門家会議(労働省)、報告書をとりまとめ(持株会社解禁によって、労使関係に新たな問題や法的な問題がすぐに生じることはないと判断)</p> <p>12. 9 経済団体連合会、「財政民主主義の確立と納税に値する国家を目指して-財政構造改革に向けた提言-」と題する意見書を公表(1997年度以降10年間を目標に財政再建を達成するために、一般政府の「支出額の対GDP比率」等の数値目標の設定、「財政構造改革法(仮称)」の制定等を提言)</p> <p>12.10 企業の資金調達円滑化に関する協議会、「民間国外債の非課税措置に関する意見書」を蔵相に提出(民間国外債への新たな課税管理導入には慎重を期す必要を提言)</p> <p>12.11 国民生活審議会(首相の諮問機関)・消費者政策部会、「消費者取引の適正化に向けて」と題する報告書をとりまとめ(消費者と事業者間での契約に関するトラブル増加を指摘、消費者サイドの自由な選択を確保するための環境整備の必要性を提言)</p> <p>12.11 行政改革委員会・官民活動分担小委員会、「行政関与の在り方に関する基準」および「行政関与の在り方に関する考え方」をとりまとめ(各省庁等との審議結果をとりまとめ)</p>	<p>12. 9 香港の銀行間決済システムにおいて、RTGSが稼働開始</p> <p>12.10 パーゼル銀行監督委員会、マーケット・リスク規制における内部モデル・アプローチの一部定量基準を確認・決定</p> <p>12.13 世界貿易機関(WTO)閣僚会議、閣僚宣言を採択(2000年までの情報関連機器の関税撤廃を骨子とする情報技術協定<ITA>等で合意)</p> <p>12.13-14 EU、欧州理事会(欧州サミット)を開催、コミュニケを発表(EMU第3段階移行を1999年1月1日にするのを再確認、新ERM創設の承認、単一通貨<euro>の導入に必要な法的大枠の承認等)</p> <p>12.30 中国人民銀行、外国銀行4行(うち邦銀2行)の人民元建て預貸業務を認可</p>	橋本龍太郎	三塚博	松下康雄
		(第二次)		

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
平成 8 年 (1996 年)		<p>いて」を公表（大蔵省金融部局の改革、金融の検査及び監督体制の改革<金融検査監督庁（仮称）の設置>、財政と金融の分離、日本銀行法の抜本的改正等）</p> <p>12.25 日本証券業協会、国債の売買取引の決済につき、「T+3」のローリング決済に移行することを決定（97年 4月21日約定分より実施）</p> <p>12.26 預金保険機構、住宅金融債権管理機構に対する緊急金融安定化基金の助成金（6,800億円）を交付</p> <p>12.26 大蔵省、「金融システム改革連絡協議会」の設置について対外公表（金制、証取審、保険審、外為審、企業会計審の5審議会が参加）</p> <p>12.26 早期是正措置に関する検討会（大蔵省銀行局長の私的研究会）、平成10年 4月導入予定の早期是正措置に関する「中間とりまとめ」を公表（早期是正措置の前提となる適正な財務諸表の作成に当たっての基本的な考え方および是正措置の内容<自己資本比率の算定方法の見直し、早期是正措置の措置区分および措置発動の基準となる自己資本比率の値等>）</p> <p>12.26 金融制度調査会・金融機能活性化委員会、「金融機能活性化委員会のこれまでの議論の整理と今後検討すべき事項について」と題する論点整理をとりまとめ（今後検討が必要と考えられる事項として、金融持株会社制度の導入、専門金融機関制度に関わる規制の撤廃、銀行本体の業務範囲の見直し、電子マネー・電子決済等の論点を列挙）</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>12.14 日米保険協議、基本的合意に到達</p> <p>12.16 大蔵省、「日米保険協議決着のポイント」を発表（規制緩和等の拡充、算定会制度の抜本的改革、差別型自動車保険の認可、子会社による第三分野への参入等）</p> <p>12.16 農協改革二法（農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、農業協同組合法等の一部を改正する法律）公布</p> <p>12.17 政府、「経済構造の変革と創造のためのプログラム」を閣議決定（新規産業創出環境整備プログラムの推進、企業関連諸制度の改革等）</p> <p>12.20 保険審議会（蔵相の諮問機関）、基本問題部会の設置を決定（保険業および保険監督行政における基本的な問題の検討を目的）</p> <p>12.25 政府、「行政改革プログラム」につき閣議決定（中央省庁改革、行政組織等の合理化、諸規制緩和の推進、行政措置公開の推進等）</p>		橋本龍太郎	三塚博	<p>（第二十七代）</p> <p>松下康雄</p> <p>（第二次）</p>